

## 2 高等裁判所における民事訴訟事件（控訴審）の審理の状況

### 2.1 民事控訴審訴訟事件について

#### ○ 民事訴訟における控訴審の手続の流れ

第一審の裁判所の終局判決に不服がある当事者は、第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ、控訴の提起は、判決書の送達を受けた日から2週間以内に、控訴状を第一審裁判所に提出することによりしなければならない<sup>\*1</sup>。なお、控訴状に控訴の理由を具体的に記載していないときは、控訴人は、控訴の提起後50日以内に、控訴理由書を控訴裁判所に提出しなければならないものとされている。

第一審裁判所は、控訴が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるとき（例えば、控訴期間を徒過した場合など）は、控訴を却下する決定をするが、そのような場合を除き、控訴裁判所に訴訟記録を送付する。

控訴裁判所は、第一審の訴訟記録や控訴状、控訴理由書を検討するなどして審理の方針を決め、第1回の口頭弁論期日を開く。もっとも、控訴審においては、第一審の訴訟記録などによって既に事案の内容が明らかになっているため、事案に即し、第1回口頭弁論期日に先立って、進行協議期日や弁論準備手続期日を指定するなどして争点を詰めたり、和解期日を指定するなどして和解を試みることもある<sup>\*2</sup>。

第1回口頭弁論期日以降の手続は、第一審の訴訟手続と基本的に同様である。

なお、第一審においては、第1回口頭弁論期日の後、必要に応じて争点整理や証拠の取調べが実施されることになるが、控訴審においては、既に第一審において審理がされているため、争点整理や証拠調べの手続を必要としないことも多い。第1回口頭弁論期日における当事者の言い分を聴いた段階で、控訴裁判所が更なる審理を要しないと判断した場合には、同期日で弁論を終結することもある（実務上、「一回結審」と言うことがある。）。

控訴審では、第一審判決の再審査を審理の目的としつつ、第一審の裁判資料に加え、新たに収集した裁判資料を含めて、控訴審における口頭弁論終結時を基準として、事件（請求）の当否について判断し、控訴を棄却するか、第一審判決を取り消すかなどの判断をする（統審制）<sup>\*3</sup>。

控訴審の判決に不服がある当事者は、最上級審である上告審の裁判所に不服申立て（上告）をすることができる。ただし、上告審は法律審であるため、上告理由は、憲法違反等に限られており、控訴審判決の事実認定の誤り自体を上告理由とすることはできない（このため、控訴審は事実審の最終審といわれる。）。

#### ○ 民事控訴審訴訟事件の統計について

ここでは、高等裁判所における民事控訴審訴訟事件（地方裁判所の第一審判決に対して控訴が提起された事件）を対象として、その審理の状況を統計データから明らかにする。

順序としては、まず、平成18年1月1日から同年12月31日までの間（本件調査期間）において全国の高等裁判所で既済となった民事控訴審訴訟事件の審理期間等に関する統計データを見ることとする（2.2）。そ

\*1 控訴の提起がされた場合、相手方当事者である被控訴人は、控訴審における口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。

\*2 司法研修所編『民事控訴審における審理の充実に関する研究』（法曹会、平16）62頁以下参照。

\*3 控訴審の審理構造としては、我が国の民事訴訟法が採用する「統審制」の他に、「覆審制」と「事後審制」がある。覆審制は、第一審の裁判資料とは別個独立に控訴審が裁判資料を収集し、これに基づいてもう一度裁判をやり直すものである。これに対し、事後審制は、原則として新たな裁判資料の提出を認めず、第一審の裁判資料のみに基づいて控訴審が第一審判決の当否を判断するものである。

## II 民事訴訟事件に関する分析

---

の上で、民事控訴審訴訟事件の審理期間等の経年的推移（2.3）を概観し、本件調査期間に既済となった控訴審における専門訴訟事件の統計データを見て（2.4）、最後に、事件数や審理期間に関する地域的状況（高等裁判所別の統計データ）を見ることとする（2.5）。

なお、控訴審の統計データにおいては、同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

## 2.2 民事控訴審訴訟事件の審理期間等について

### 2.2.1 統計データから見る民事控訴審の審理

平成18年1月1日から同年12月31日までの間に既済となった民事控訴審訴訟事件（高等裁判所）の件数は、1万5290件である。

既済事件の平均審理期間は、6.2月である。全体の約70%の事件は、受理から6月以内に終局しており、終局までの期間が1年を超えた事件は、全体の8%にとどまる。

#### ○ 民事控訴審訴訟事件（高等裁判所）の概況

本件調査期間に既済となった事件は1万5290件であるが、その平均審理期間（控訴裁判所（高等裁判所）が控訴記録の送付を受けた時から控訴審の終局時までの平均期間をいう。）は、6.2月であり（【表1】）、第一審の平均審理期間（7.8月）よりも短い。これは、控訴審の審理は、既に第一審でされた審理及び判決を前提にして行われるためであると考えられる。

次に、控訴審の平均口頭弁論期日回数（以下、特に断らない限り、準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数をいう。）は1.5回である。事件票においては、個々の事件の期日間隔についての統計データを取っていないため、平均審理期間を平均全期日回数<sup>\*4</sup>で除した数値を平均期日間隔と定義すると、このような平均期日間隔は、3.0月となる（【表2】<sup>\*5</sup>）。

控訴審の争点整理実施率（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続が実施される事件の割合）は12.7%であり（【表3】）、第一審の争点整理実施率（36.2%）よりも低い。これは、既に第一審の段階で争点整理が行われ、判決まで出されているため、控訴審の段階で新たな主張がなければ、改めて争点整理手続を実施する必要がある事件は少ないという事情によるものと考えられる。

【表1】 民事控訴審訴訟事件数及び平均審理期間

民事控訴審訴訟事件数	15,290
平均審理期間（月）	6.2

【表2】 平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔

平均口頭弁論期日回数	1.5
平均期日間隔（月）	3.0

【表3】 争点整理実施率及び平均争点整理期日回数

争点整理手続	実施率	1,949件
		12.7%
	平均争点整理期日回数(全事件)	0.6
	平均争点整理期日回数 (争点整理手続実施事件)	4.4

\*4 平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値。なお、平均争点整理期日回数は、準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計回数の平均値である。

\*5 裁判所と当事者とは、これよりも短い間隔で手続を行っているというのが実務的な感覚だと思われる。これは、本文の平均期日間隔が計算上の数値であり、その算出の基礎となる全期日回数に和解期日、進行協議期日及び判決言渡期日の回数が含まれていないため、現実の訴訟における各期日の間隔よりも長くなっているためであろう（第1回報告書20頁参照。なお、全期日回数が0回の事件も含まれているところ、このような事件が増えると、計算上、平均期日間隔の値が大きくなる。）。

平均全期日回数が第一審より少なく、第1回口頭弁論期日前に進行協議期日等が開かれることもある控訴審では、平均期日間隔の算出においてそれらの期日の回数が含まれないことの影響（実務感覚としての期日間隔とのかい離）が大きくなっている。なお、判決言渡期日を算出基礎に含めて平均期日間隔を計算すると、2.4月となるが、和解期日及び進行協議期日を期日回数に含めていないため、実務感覚とのかい離は十分には解消されない。

## II 民事訴訟事件に関する分析

証拠調べについて見ると、控訴審において取り調べた平均人証数は、0.09人、人証調べを実施した事件に限った場合の平均人証数は、1.76人であり（【表4】）、いずれも第一審におけるそれらの数（それぞれ、0.5人、2.8人）より少ない。これは、取り調べるべき人証は第一審において取り調べているのが通常であるため、控訴審において人証調べが必要となる事件は少ないという事情によるものと考えられる。

【表4】 平均人証数

人証調べ	平均人証数	0.09	平均人証数（人証調べ実施事件）	1.76
	うち平均証人数	0.04	うち平均証人数	0.89
	うち平均本人数	0.04	うち平均本人数	0.87

※ 端数処理の関係で各内訳の人数の合計は全体の人数と必ずしも一致しない。

また、人証以外の証拠調べについて見ると、控訴審において鑑定が実施された事件の割合は、全体の0.6%、検証が実施された事件の割合は、全体の0.03%であり（【表5】）、第一審において鑑定及び検証が実施された事件の割合（それぞれ、0.9%及び0.2%）より少ない。これについても、鑑定や検証を実施すべき事件では、第一審においてそれらを実施しているのが通常であるため、控訴審においてそれらを実施する必要がある事件は少ないという事情によるものと考えられる。

【表5】 鑑定及び検証実施率

鑑定実施率	94件 0.6%
検証実施率	5件 0.03%

終局区分の割合を見ると、判決が57.9%、和解が33.5%、訴え取下げが1.5%、控訴取下げが4.8%、それ以外<sup>6</sup>が2.2%となっている（【表6】）。判決の割合が第一審（42.4%）よりも高いのは、控訴審においては、第一審で和解が成立せずに判決がされた事件のみが審理の対象になることなどが原因であると考えられる。他面、そうした事件であっても33.5%について控訴審で和解が成立しているのは、第一審判決で裁判所による正式の判断が示されていることや控訴審が事実審の最終審であることから、当事者が判決の見通しやリスク等を考慮して和解を選択することが少なくないなどの事情が反映しているのではないかと考えられる。

【表6】 終局区分別の事件数及び事件割合

終局区分	判決	8,856 57.9%
	うち控訴棄却 （％は判決に対する割合）	6,468 73.0%
	うち原判決取消し （％は判決に対する割合）	2,302 26.0%
	和解	5,126 33.5%
	訴え取下げ	233 1.5%
	控訴取下げ	737 4.8%
	それ以外	338 2.2%

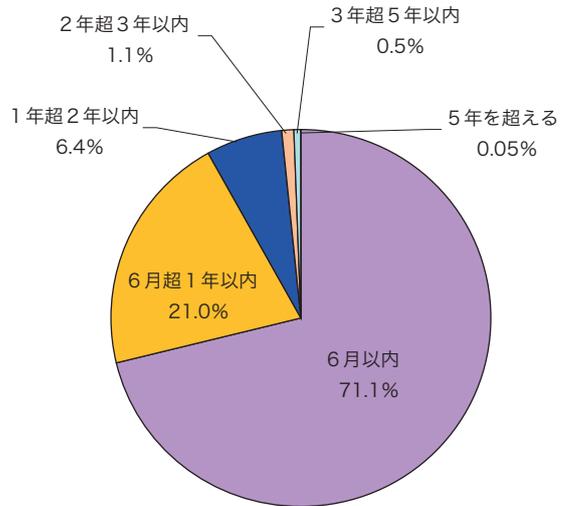
\*6 「それ以外」に当たる場合としては、控訴提起手数料が納付されない場合に控訴審の裁判長が命令で控訴状の却下（民事訴訟法288条、137条）をしたケース、控訴状は第一審裁判所に提出しなければならないところ（同法286条1項）、誤ってこれが控訴裁判所に提出された場合に、控訴裁判所が事件を第一審裁判所に移送する決定をしたケース、控訴の取下げにより附帯控訴がその効力を失い（同法293条2項）、附帯控訴事件が終了したケースなどが考えられる。

○ 民事控訴審訴訟事件の審理期間の状況

（審理期間の分布状況）

【図7】は、審理期間別の事件の分布状況を示したものである。これによれば、審理期間6月以内の事件が全体の71.1%を占めており、終局までの期間が1年を超える事件は、全体の8.0%である。控訴審は、当事者の少なくとも一方が第一審判決に不服のある事件のみを審理の対象とし、その意味で、基本的に争訟性が高いと考えられる事件ばかりを扱っている。にもかかわらず、全体の7割を超える事件が6月以内で終局しているということは、第一審で十分な審理がされていたために控訴審の審理は早期に終局するケースが大半であることを表しているのではないかと考えられる。このことは、前記のとおり、控訴審で争点整理実施率が低いこととも共通する現象であるといえる。

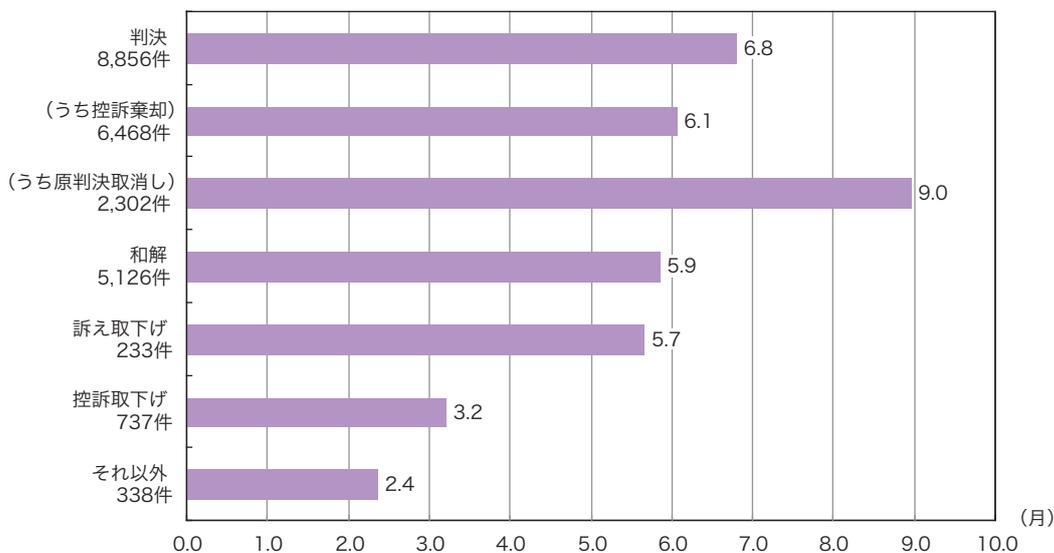
【図7】 審理期間別の事件割合



（終局区分別の審理期間の状況）

【図8】は、終局区分別の平均審理期間を示したものである。判決で終局した事件の平均審理期間は6.8月であり、そのうち、原判決取消しの判決<sup>\*7</sup>で終局した事件の平均審理期間は9.0月と、全終局区分で最も長くなっている。以下、控訴棄却の判決で終局した事件、和解で終局した事件、訴え取下げで終局した事件、控訴取下げで終局した事件の順となっており、いずれも控訴審全体の平均審理期間である6.2月より短くなっている。これらは、ほぼ第一審の場合と同様の傾向を示すが、控訴審において訴え取下げで終局した事件の平均審理期間は、和解で終局した事件とほぼ同水準になっている。これは、控訴審においては、第一審での審理・判断を踏まえて実質的な和解が成立した結果、訴えが取り下げられることも少なくないことが一因となっている可能性が考えられる。

【図8】 終局区分別の平均審理期間

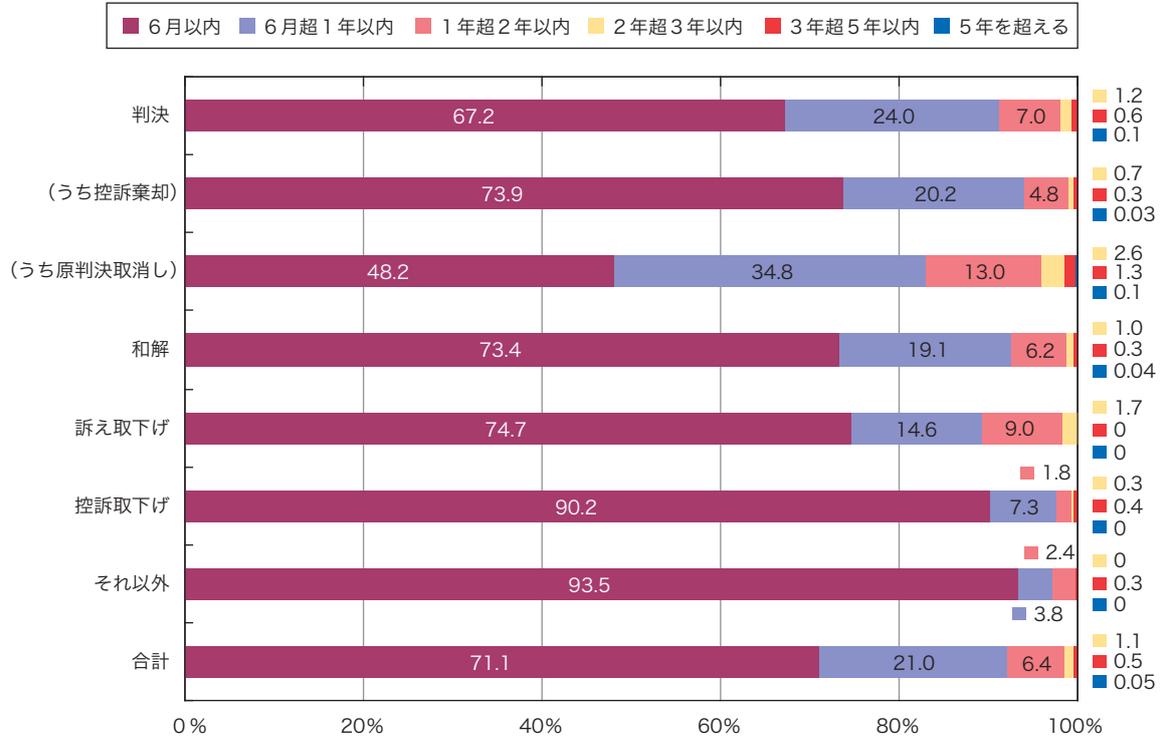


\*7 事件票において、「原判決取消し」の判決には、原判決の全部を取り消す判決だけでなく、原判決の一部を取り消す（変更する）判決も含まれる。

## II 民事訴訟事件に関する分析

他方、【図9】は、終局区分別の審理期間の分布状況を示したものである。原判決取消しの判決以外の終局区分により終局した事件では、いずれも6割以上の事件が6月以内に終局しているのに対し、原判決取消しの判決で終局した事件では、6月以内に終局した事件の割合は5割を下回っていることが分かる。

【図9】 終局区分別の審理期間の分布状況



### 2.2.2 審理期間と期日回数及び期日間隔との関係

全期日回数が1回の事件が全体の約54%を占めているが、全期日回数5回以上の事件も10%あり、審理期間が長い事件ほど平均全期日回数が多くなっている。他方、平均期日間隔は、審理期間が3年以内の事件（全体の99.4%）では、おおむね一定である。

本件調査期間における事件処理の状況で見ると、控訴審においては、主として期日回数が増加することにより、審理期間が長くなっていると思われる。

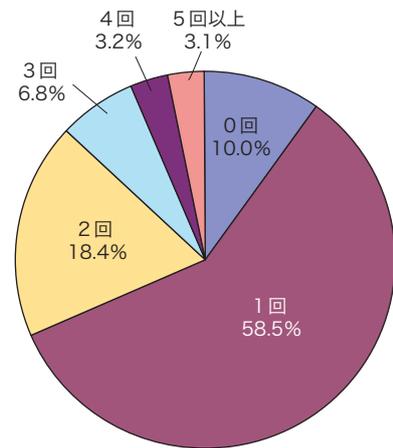
#### ○ 期日の実施状況

【図10】、【図11】及び【図12】は、それぞれ、口頭弁論期日回数、争点整理期日回数及び全期日回数の分布状況を示したものである。口頭弁論期日回数については、回数1回の事件が58.5%を占め、争点整理期日回数については、回数0回の事件が87.3%を占め、全期日回数については、回数1回の事件が53.8%を占めている。

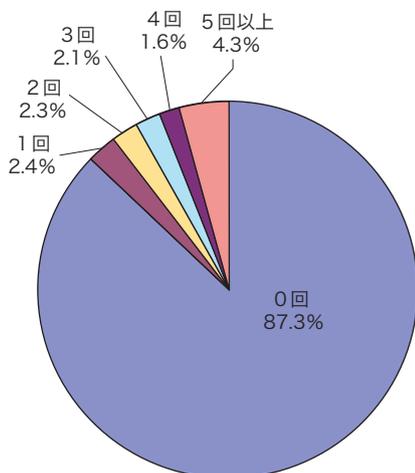
控訴審では、第一審で十分な審理がされており、更に争点整理や証拠調べをする必要がないと判断された場合には、争点整理期日を開くことなく、第1回口頭弁論期日で審理を終結すること（一回結審）となるが、上記の各統計データも、そのような事件が多いことを示唆している。ただし、第1回口頭弁論期日で審理を終結する事件の中には、これに先立って、進行協議期日や和解期日を開いている例もある（和解期日や進行協議期日の回数は、統計上の期日回数に含まれない。）ことに留意する必要がある。

他方、【図12】を見ると、全期日回数5回以上の事件も10.0%を占めているが、このことから、控訴審から見て第一審の審理が不十分であったと判断された事件や、控訴審で新たな主張がされ、争点が追加あるいは変更される事件も一定程度存在することがうかがわれる。

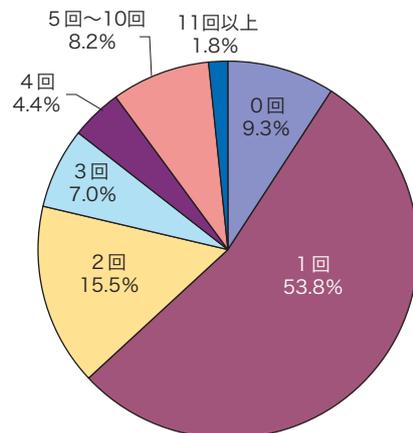
【図10】 口頭弁論期日回数の分布状況



【図11】 争点整理期日回数の分布状況



【図12】 全期日回数の分布状況

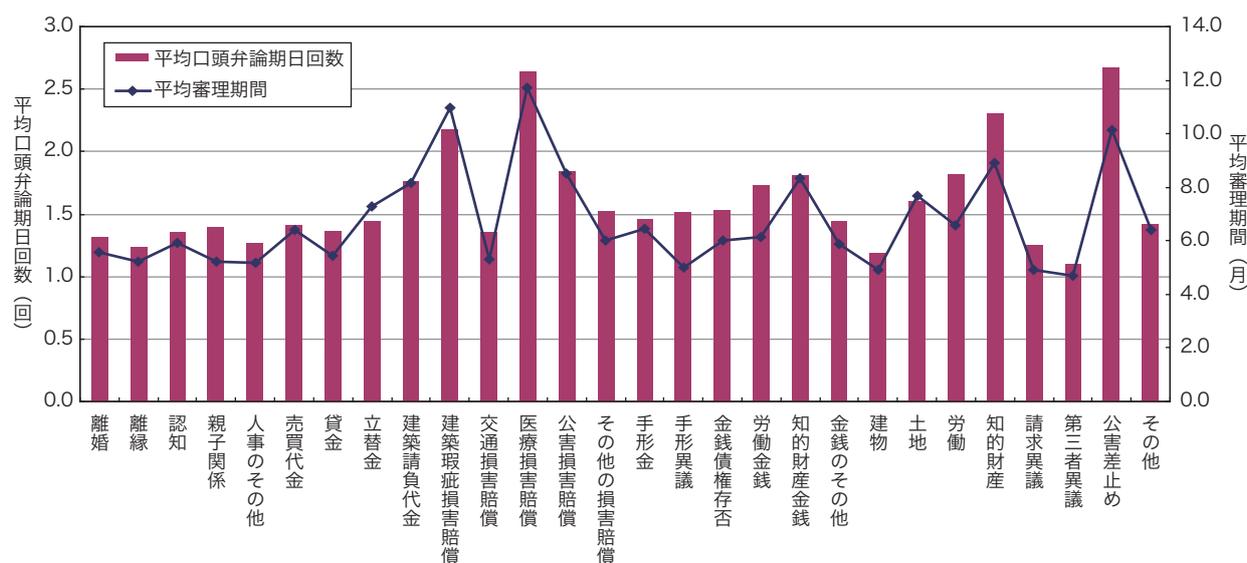


○ 事件類型別の期日の実施状況

【図13】は、事件類型別の平均口頭弁論期日回数と平均審理期間を示したものである。これによれば、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」及び「公害差止め」の平均審理期間が比較的長く、平均口頭弁論期日回数も多くなっている。これらの訴訟は、審理及び判断に専門的知見を要し、事案が複雑困難であるため、控訴審において主張の補充、追加等があったときは、争点整理手続に付するまでの必要はなくても、口頭弁論期日で当事者に主張、反論等を尽くさせておく必要があることが少なくない。そのため口頭弁論期日の回数が多くなり、審理期間も長くなるものと考えられる<sup>\*8</sup>。

【図14】は、事件類型別の争点整理実施率と平均審理期間を示したものであり、これによれば、争点整理実施率は、「売買代金」(22.9%)、「建築請負代金」(22.6%)、「建築瑕疵損害賠償」(21.6%)及び「立替金」(21.6%)において高くなっている。また、【図15】は、事件類型別の平均争点整理期日回数と平均審理期間を示したものであり、これによれば、平均争点整理期日回数は、「建築瑕疵損害賠償」(1.2回)及び「建築請負代金」(1.2回)において多くなっている。建築関係訴訟において控訴審で争点整理手続を実施する場合としては、例えば、控訴審において瑕疵等に関する追加的な主張がされ、それについての整理が必要となった場合などがあるのではないかと推測される。

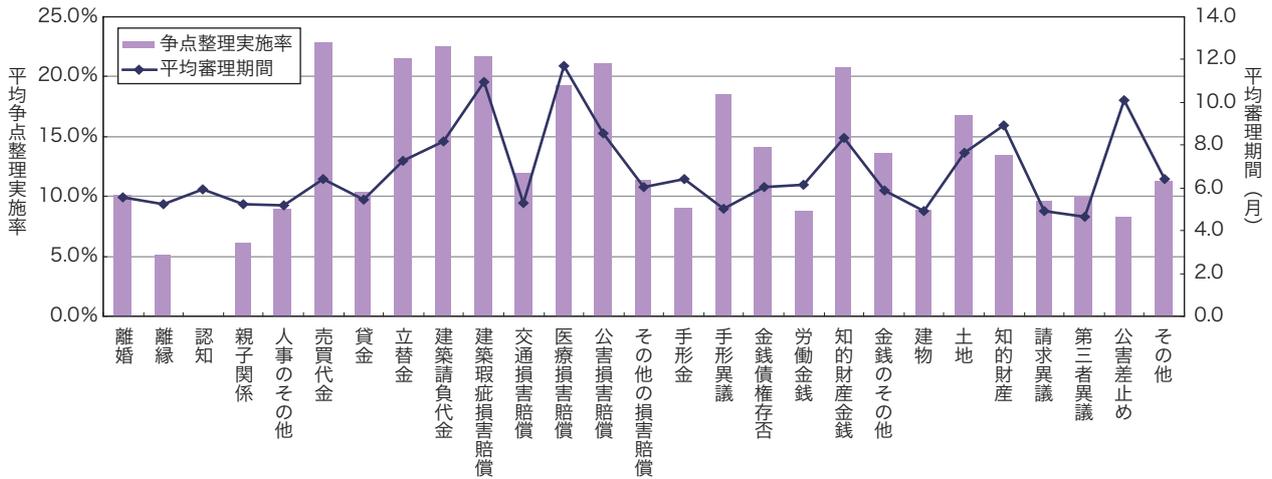
【図13】 事件類型別の平均口頭弁論期日回数と平均審理期間



事件の種類	総数	人 事														金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他												
事件数	15,290	1,453	39	14	33	78	306	759	88	359	97	909	260	19	3,640	44	27	170	286	72	2,892	1,029	1,541	141	52	83	20	12	867				
平均審理期間 (月)	6.2	5.6	5.2	5.9	5.2	5.2	6.4	5.4	7.3	8.2	11.0	5.3	11.7	8.5	6.0	6.4	5.0	6.0	6.2	8.4	5.9	4.9	7.7	6.6	8.9	4.9	4.7	10.1	6.4				
平均口頭弁論期日回数	1.5	1.3	1.2	1.4	1.4	1.3	1.4	1.4	1.4	1.8	2.2	1.4	2.6	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.7	1.8	1.4	1.2	1.6	1.8	2.3	1.3	1.1	2.7	1.4				

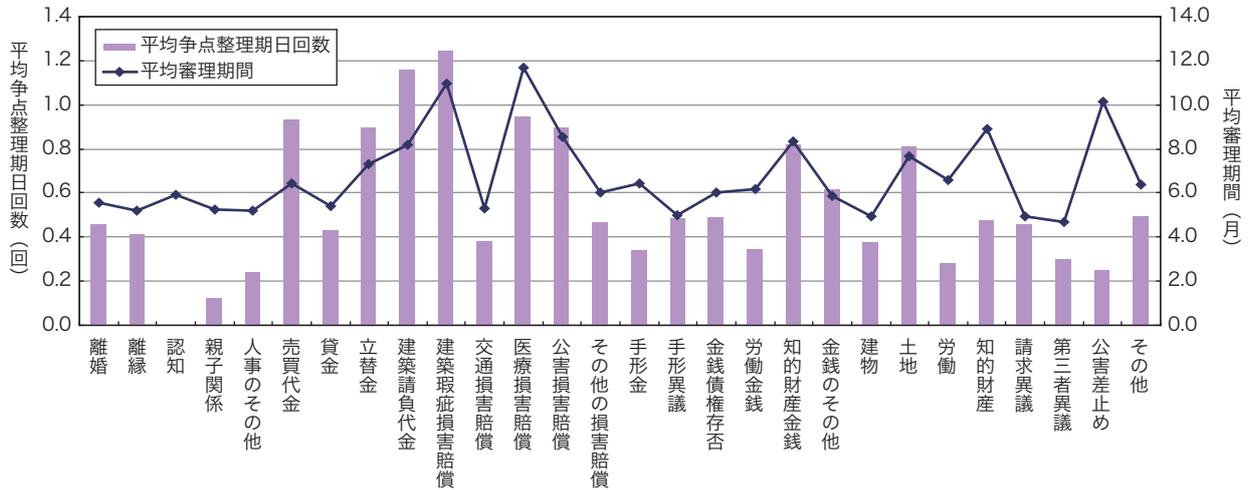
\*8 医療過誤、建築請負、社会的に新たに発生した事象を巡る紛争などでは、控訴審における主張の補充、追加又は変更について、その対象事項の専門性、先進性などの理由から慎重な検討を行う必要があり、そのための弁論の準備期間を確保する必要がある場合がある。その場合には、口頭弁論期日を重ねる方式と弁論準備手続に付する方式とがあり得るが、新たな（第2次的な）争点の発生等により争点や主張の整理を要するような場合を除き、口頭弁論期日として続行し、通例、準備書面の交換を通じて、当事者双方の主張を尽くさせることが多い、との指摘もある（司法研修所・前掲注2・84～89頁参照）。

【図14】 事件類型別の争点整理実施率と平均審理期間



事件の種類	総数	人 事										金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他								
事件数	15,290	1,453	39	14	33	78	306	759	88	359	97	909	260	19	3,640	44	27	170	286	72	2,892	1,029	1,541	141	52	83	20	12	867
平均審理期間 (月)	6.2	5.6	5.2	5.9	5.2	5.2	6.4	5.4	7.3	8.2	11.0	5.3	11.7	8.5	6.0	6.4	5.0	6.0	6.2	8.4	5.9	4.9	7.7	6.6	8.9	4.9	4.7	10.1	6.4
争点整理実施率	12.7%	10.1%	5.1%	0%	6.1%	9.0%	22.9%	10.4%	21.6%	22.6%	21.6%	11.9%	19.2%	21.1%	11.4%	9.1%	18.5%	14.1%	8.7%	20.8%	13.7%	8.8%	16.8%	7.8%	13.5%	9.6%	10.0%	8.3%	11.3%

【図15】 事件類型別の平均争点整理期日回数と平均審理期間



事件の種類	総数	人 事										金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他								
事件数	15,290	1,453	39	14	33	78	306	759	88	359	97	909	260	19	3,640	44	27	170	286	72	2,892	1,029	1,541	141	52	83	20	12	867
平均審理期間 (月)	6.2	5.6	5.2	5.9	5.2	5.2	6.4	5.4	7.3	8.2	11.0	5.3	11.7	8.5	6.0	6.4	5.0	6.0	6.2	8.4	5.9	4.9	7.7	6.6	8.9	4.9	4.7	10.1	6.4
平均争点整理期日回数	0.6	0.5	0.4	0	0.1	0.2	0.9	0.4	0.9	1.2	1.2	0.4	0.9	0.9	0.5	0.3	0.5	0.5	0.3	0.8	0.6	0.4	0.8	0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.5

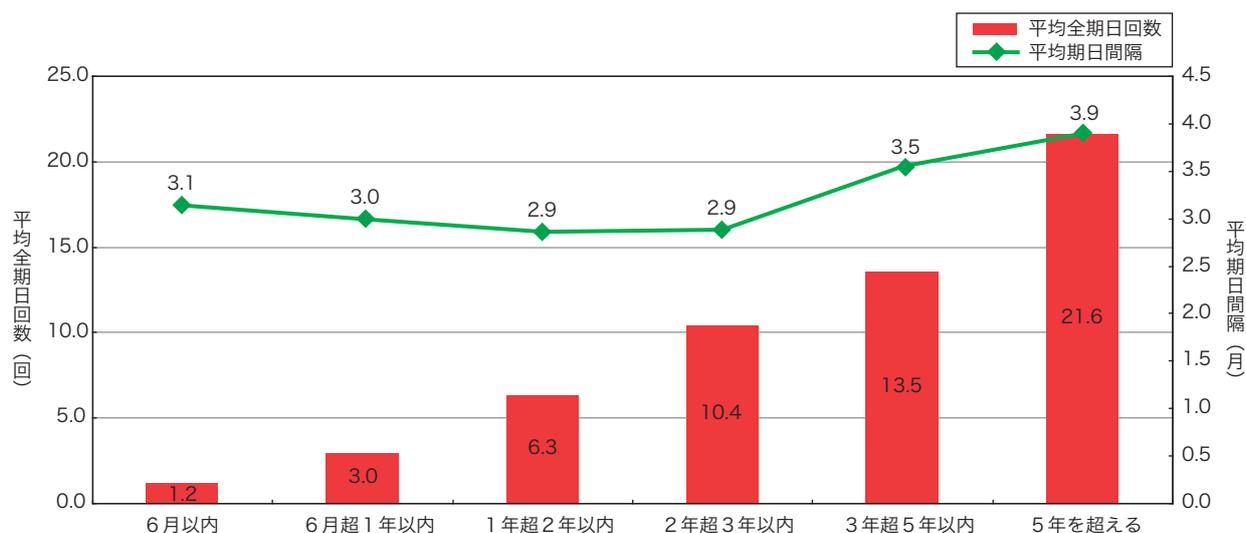
### ○ 審理期間と期日回数及び期日間隔との関係

【図16】は、審理期間別の平均全期日回数及び平均期日間隔を示したものである。

これによれば、審理期間が長くなると平均全期日回数も多くなるという関係が認められる。他方、平均期日間隔は、審理期間3年以内の事件については、おおむね一定であるが、審理期間が3年を超える事件については、やや長くなっている。

控訴審においては、主として期日回数が増加することにより審理期間が長くなっているが、審理期間が3年を超える事件においては、期日間隔が長くなることも相まって、審理期間が長くなっているものといえよう。

【図16】 審理期間別の平均全期日回数及び平均期日間隔



### ○ 終局区分別の期日回数及び期日間隔

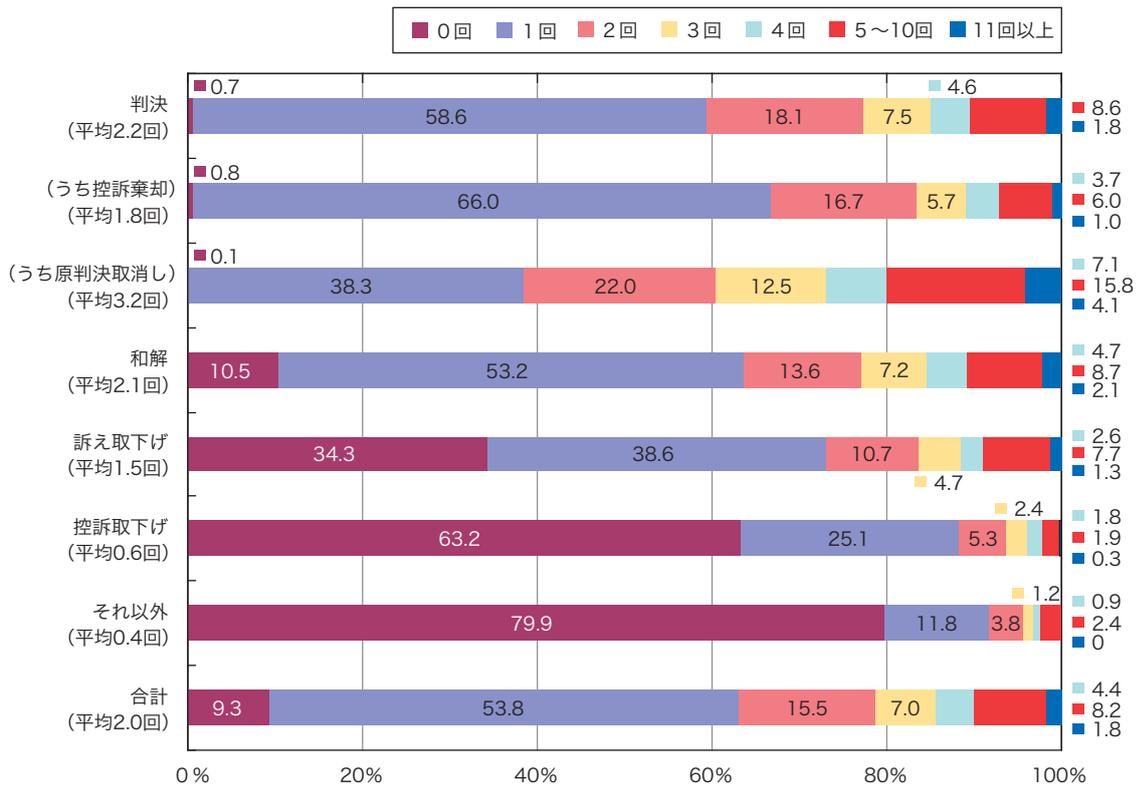
【図17】は、終局区分別の全期日回数の分布状況を示したものである<sup>\*9</sup>。

これによれば、原判決取消しの判決で終局した事件においては、全期日回数が2回以上の事件の割合(61.6%)が、他の終局区分により終局した事件に比べて高くなっている。

また、和解で終局した事件では、全期日回数1回の事件が全体の半数以上を占めている。全期日回数1回の事件のうち、判決で終局したものが5188件であるのに対し、和解で終局したのもも2727件であることからすれば、いわゆる一回結審がされた事件の中にも、和解が試みられ、そのための期日が実施されている事件が相当数存在するのではないかと考えられる。

\*9 判決により終局した事件で全期日回数0回の事件が64件あるが、これについては、第一審が民事訴訟法140条に基づき口頭弁論を経ないで訴え却下の判決をした場合に、控訴審もそれを支持して、口頭弁論を経ずに控訴を棄却する判決をしたケースや、同法290条に基づき口頭弁論を経ないで控訴却下の判決をしたケースなどが考えられる。  
また、前述のとおり、和解期日の回数は統計上期日回数には含まれないから、和解により終局した事件で全期日回数0回の事件は、口頭弁論期日が開かれることなく和解期日で和解が成立した事件である。

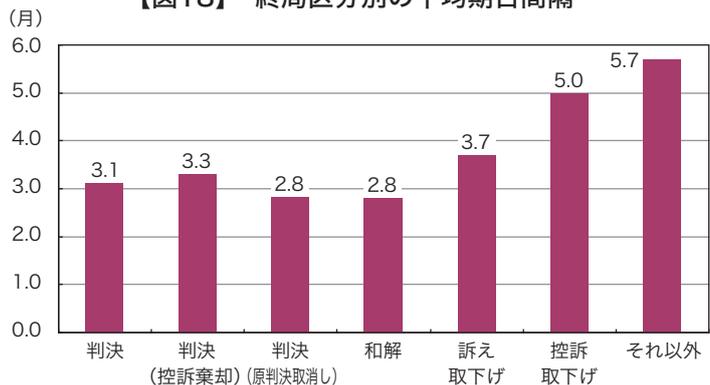
【図17】 終局区分別の全期日回数の分布状況



終局区分	事件数	0回	1回	2回	3回	4回	5~10回	11回以上
判決 (平均2.2回)	8,856	64	5,188	1,601	667	410	764	162
うち控訴棄却 (平均1.8回)	6,468	49	4,272	1,080	368	242	391	66
うち原判決取消し (平均3.2回)	2,302	2	882	507	288	164	364	95
和解 (平均2.1回)	5,126	536	2,727	698	370	240	448	107
訴え取下げ (平均1.5回)	233	80	90	25	11	6	18	3
控訴取下げ (平均0.6回)	737	466	185	39	18	13	14	2
それ以外 (平均0.4回)	338	270	40	13	4	3	8	0
合計 (平均2.0回)	15,290	1,416	8,230	2,376	1,070	672	1,252	274

【図18】は、終局区分別の平均期日間隔を示したものである。前述のとおり、進行協議期日、和解期日等が平均期日間隔算出の基礎に入られていないため、実務感覚における期日間隔より長くなっている。

【図18】 終局区分別の平均期日間隔



### 2.2.3 人証数と審理期間との関係

本件調査期間における民事控訴審訴訟事件の平均人証数は0.09人であり、人証調べが実施されなかった事件が全体の約95%を占めている。これは、取り調べるべき人証は第一審において取り調べられているのが通常であり、控訴審において人証調べが必要となる事件は少ないためであると考えられる。

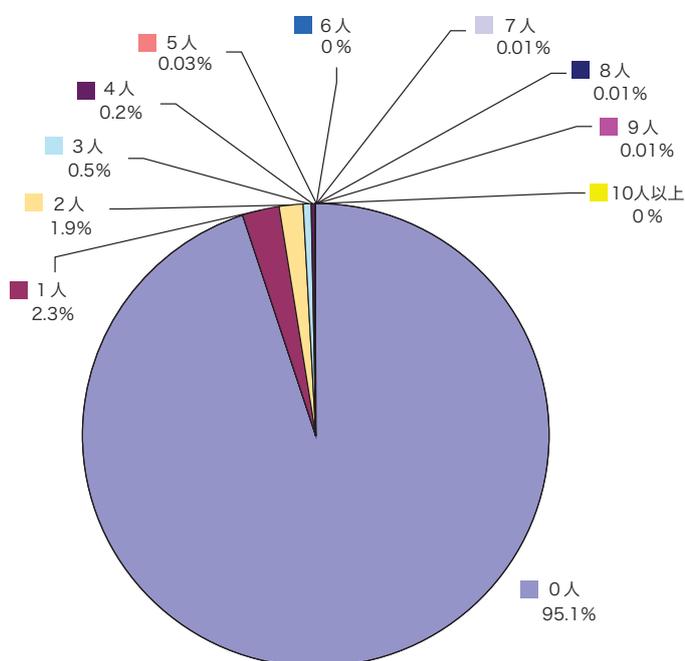
人証調べが実施されなかった事件では、7割以上の事件が6月以内に終局している。人証数が3人までの事件（全体の99.8%）では、人証数が多い事件ほど、平均全期日回数が増加し、平均審理期間が長くなる傾向がある。

#### ○ 人証数の状況

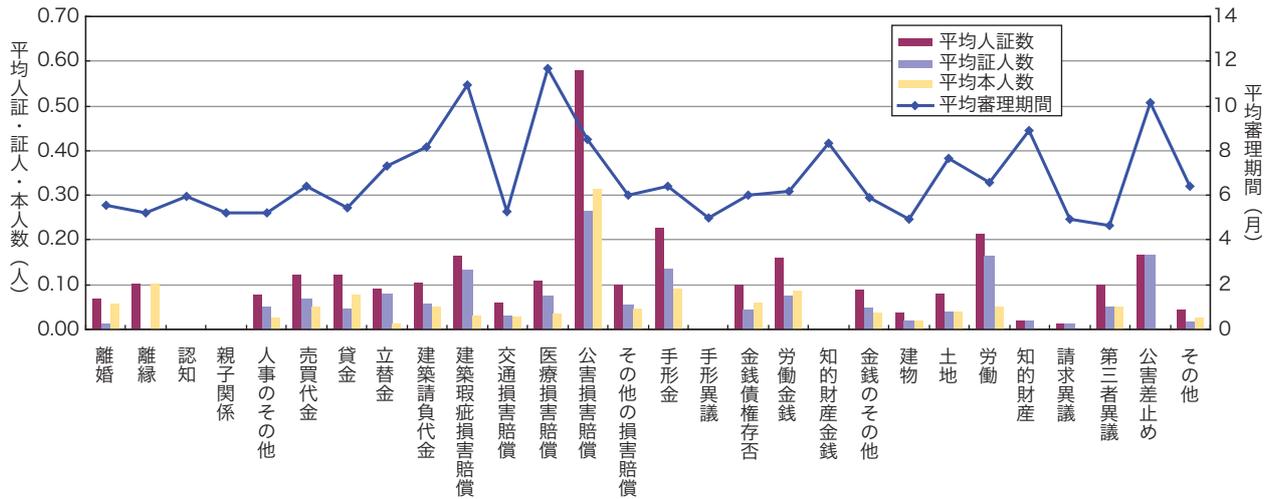
【図19】は、人証数の分布状況を示したものである。前述のとおり、民事控訴審訴訟事件の平均人証数は0.09人であるが、人証数の分布状況を見ると、人証調べを行わなかった事件が95.1%を占めている。これは、取り調べるべき人証は第一審において取り調べられているのが通常であり、控訴審において人証調べが必要となる事件は少ないためであると考えられる。

【図20】は、事件類型別の平均人証数並びにその内訳である平均証人数及び平均本人数を示したものである。これによれば、平均人証数は、「公害損害賠償」(0.58人)、「手形金」(0.23人)及び「労働」(0.21人)が比較的多くなっている。

【図19】 人証数の分布状況



【図20】 事件類型別の平均人証数とその内訳

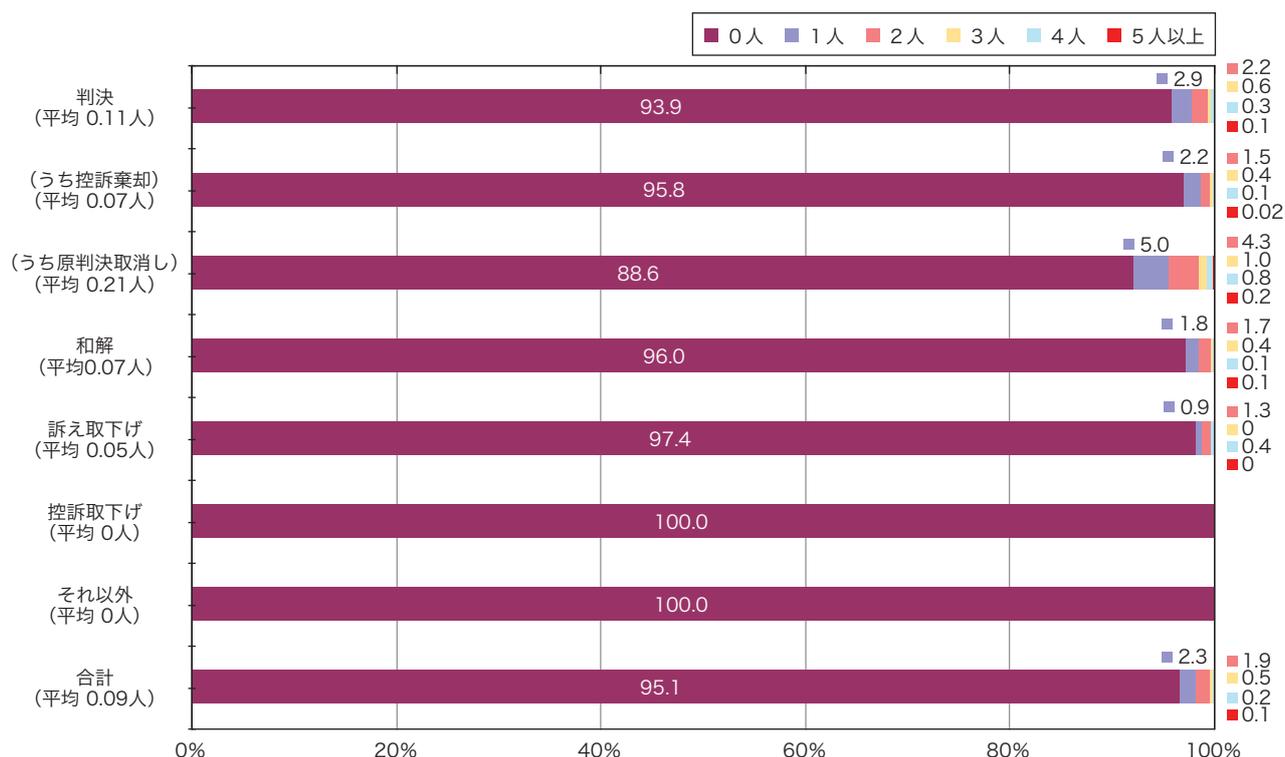


事件の種類	総数	人 事										金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他	
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他									
審理期間	平均審理期間 (月)	6.2	5.6	5.2	5.9	5.2	5.2	6.4	5.4	7.3	8.2	11.0	5.3	11.7	8.5	6.0	6.4	5.0	6.0	6.2	8.4	5.9	4.9	7.7	6.6	8.9	4.9	4.7	10.1	6.4
人証調べ	平均人証数	0.09	0.07	0.10	0	0	0.08	0.12	0.12	0.09	0.11	0.16	0.06	0.11	0.58	0.10	0.23	0	0.10	0.16	0	0.09	0.04	0.08	0.21	0.02	0.01	0.10	0.17	0.04
	うち平均証人数	0.04	0.01	0	0	0	0.05	0.07	0.05	0.08	0.06	0.13	0.03	0.07	0.26	0.05	0.14	0	0.04	0.07	0	0.05	0.02	0.04	0.16	0.02	0.01	0.05	0.17	0.02
	うち平均本人数	0.04	0.06	0.10	0	0	0.03	0.05	0.08	0.01	0.05	0.03	0.03	0.03	0.32	0.05	0.09	0	0.06	0.08	0	0.04	0.02	0.04	0.05	0	0	0.05	0	0.03

## II 民事訴訟事件に関する分析

【図21】は、終局区分別の人証数の分布状況を示したものである。これによれば、原判決取消しの判決で終局した事件においては、他の終局区分により終局した事件よりも、平均人証数が多く、人証調べを実施した事件の割合も高くなっている。もっとも、原判決取消しの判決をした事件であっても、その88.6%においては人証調べを実施していない。この点、第一審判決の取消し・変更をする場合としては、控訴審において人証調べ等の審理を行い、その結果を踏まえて第一審判決とは異なる事実認定をする場合のみならず、第一審の審理結果を前提としつつ、その証拠評価や法的評価等について第一審判決と異なる判断をする場合も含まれていることなどが影響しているものと考えられる<sup>\*10</sup>。

【図21】 終局区分別の人証数の分布状況



\*10 日本民事訴訟法学会のシンポジウム「上訴の理論的再検討」における福井章代判事のコメント（民事訴訟雑誌53号169頁以下）では、控訴審において第一審判決の取消し・変更がされた事件として、既に第一審の審理で提出されている証拠から確定することのできる間接事実や補助事実について、第一審が見落とししたり、それらの事実の持つ意味付けや重要性についての評価を誤るなどした事件、過失相殺のような規範的要素を含む事柄について、控訴審が第一審とは異なる評価・判断をした事件、控訴審において新たに弁済や相殺等の抗弁が提出された事件、第一審判決に遅延損害金の起算日等の誤りや損害額の計算違い等があった事件などがあることが指摘されている。

○ 人証数と審理期間との関係

【図22】は、人証数別の平均審理期間を示したものである。これによれば、人証数1人又は2人の事件の平均審理期間は、人証調べが実施されなかった事件の平均審理期間の倍近くとなっている。また、人証数5人までの事件では、人証数が多くなるに従い、平均審理期間が長くなっている（ただし、人証数4人以上については、基礎となる事件数が少なく、統計的には意味が乏しい<sup>\*11</sup>）。

【図22】 人証数別の平均審理期間

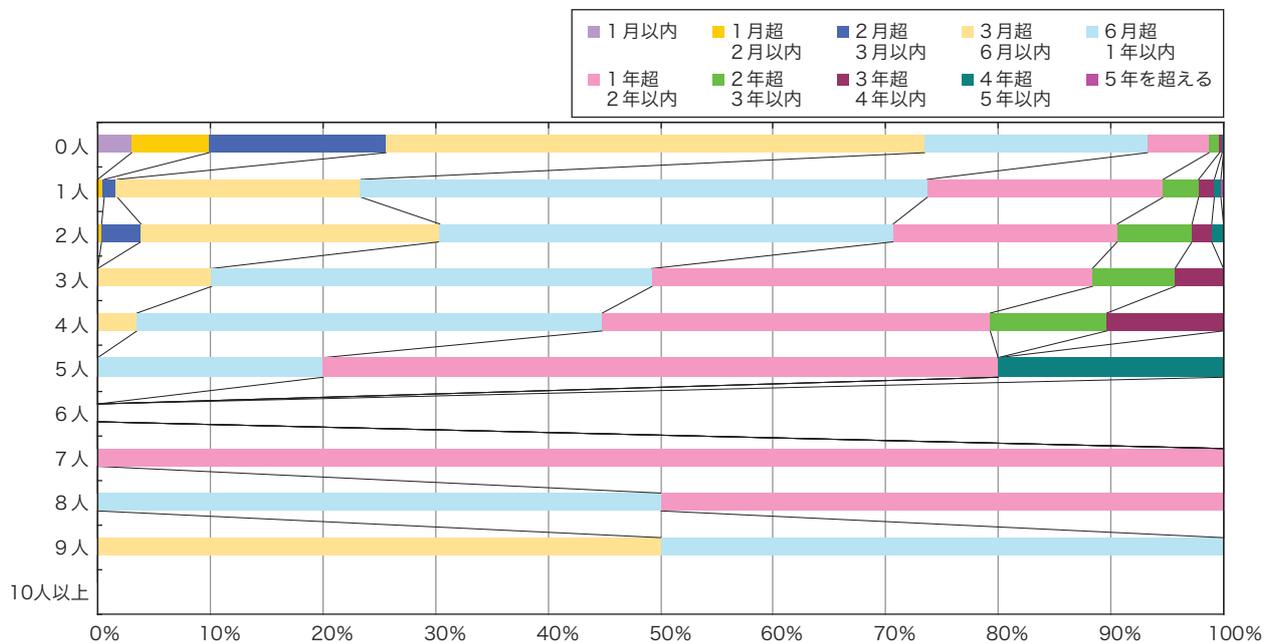


\*11 この点は、【図22】のみならず、【図23】、【図24】、【図25】及び【図26】においても同様である。

## II 民事訴訟事件に関する分析

【図23】は、人証数別の審理期間の分布状況を示したものである。これによれば、人証調べが実施されなかった事件では、7割以上が6月以内に終局しており、審理期間が2年を超えた事件はほとんどない。

【図23】 人証数別の審理期間の分布状況

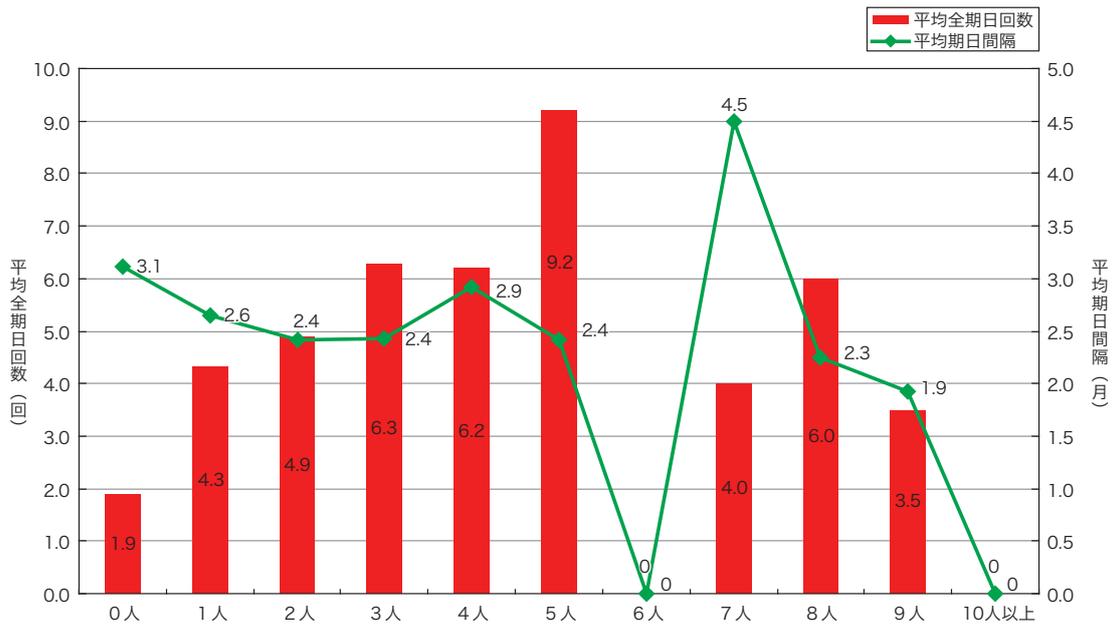


人証数	事件数	1月以内	1月超 2月以内	2月超 3月以内	3月超 6月以内	6月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年を 超える
0人	14,542	3.0%	6.9%	15.6%	47.9%	19.7%	5.5%	0.9%	0.2%	0.1%	0.04%
1人	354	0%	0.6%	1.1%	21.8%	50.3%	20.9%	3.1%	1.4%	0.6%	0.3%
2人	286	0%	0.3%	3.5%	26.6%	40.2%	19.9%	6.6%	1.7%	1.0%	0%
3人	69	0%	0%	0%	10.1%	39.1%	39.1%	7.2%	4.3%	0%	0%
4人	29	0%	0%	0%	3.4%	41.4%	34.5%	10.3%	10.3%	0%	0%
5人	5	0%	0%	0%	0%	20.0%	60.0%	0%	0%	20.0%	0%
6人	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
7人	1	0%	0%	0%	0%	0%	100.0%	0%	0%	0%	0%
8人	2	0%	0%	0%	0%	50.0%	50.0%	0%	0%	0%	0%
9人	2	0%	0%	0%	50.0%	50.0%	0%	0%	0%	0%	0%
10人以上	0	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

### ○ 人証数と期日回数及び期日間隔との関係

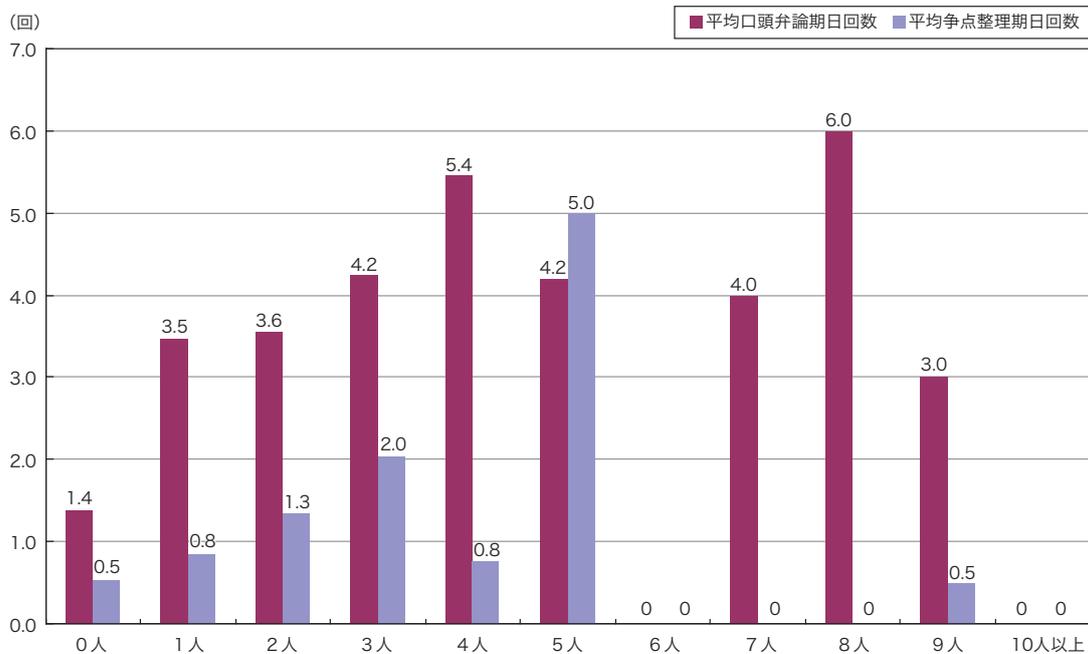
【図24】は、人証数別の平均全期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、人証数3人までの事件では、人証数が多い事件ほど平均全期日回数が増える傾向にあるのに対し、平均期日間隔にはそのような傾向は見られない。

【図24】 人証数別の平均全期日回数及び平均期日間隔



【図25】は、人証数別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数を示したものである。これによれば、人証数3人までの事件では、人証数が多い事件ほど平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数がともに多くなっている。これについては、控訴審で多くの人証を取り調べた事件では、主張等が追加あるいは変更されたことなどにより、争点整理等を行う必要が生じ、争点整理期日又は口頭弁論期日の回数が増加したり<sup>\*12</sup>、人証調べを実施するための口頭弁論期日回数が増加しているのではないかと考えられる。

【図25】 人証数別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数

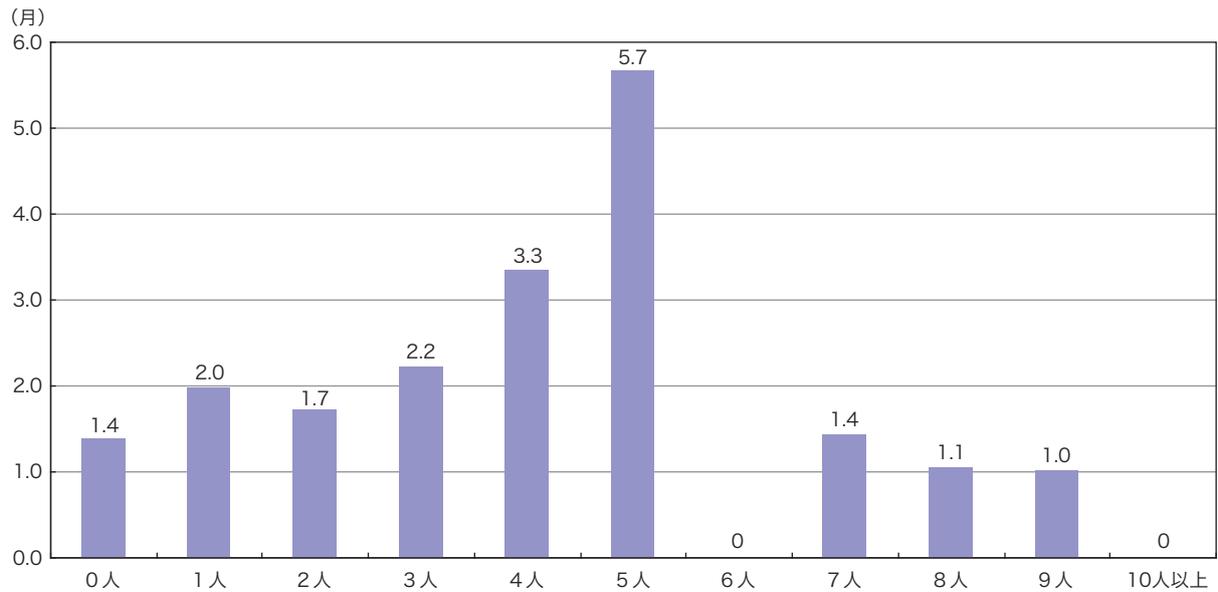


\*12 控訴審において、新たな争点の発生や争点の変更等があり、争点や主張の整理を要する場合には、弁論準備手続に付して期日を続行することが一般的であるが、口頭弁論期日において争点整理を行う裁判体もある（司法研修所・前掲注2・88～93頁）。

### ○ 人証数別の弁論終結から終局までの期間

【図26】は、人証数別の口頭弁論終結から終局までの平均期間を示したものである。これによれば、人証数が1人から3人までの事件では、口頭弁論終結から終局までの期間に特に大きな違いはない。一般的には、取調べ人証数が多い事件では、争点が複雑で判断が難しい事件が多いと思われるが、人証調べ実施後に和解を行うこともあり、人証数が口頭弁論終結から終局までの期間に直ちに影響するかは、必ずしも明らかでないように思われる。

【図26】 人証数別の口頭弁論終結から終局までの平均期間



### 2.2.4 当事者数と審理期間との関係

本件調査期間の民事控訴審訴訟事件では、控訴人及び被控訴人双方が1人の事件が全体の70%近くを占め、控訴人又は被控訴人の一方又は双方が複数の共同訴訟事件は、全体の30%余りである。

当事者数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向があるが、当事者の多寡により平均期日間隔には大きな変化は見られず、平均全期日回数の増加が長期化の主たる原因であると思われる。

期日回数が増加するのは、当事者の増加によって訴訟物、主張、争点及び関係証拠が増えるため、控訴審においても、争点整理等を行うための口頭弁論期日又は争点整理期日の回数が増加することによるのではないと思われる。他方、控訴審においては、当事者数の増加によって人証数が増加し、そのために口頭弁論期日回数が増加するという関係は、特にはうかがわれない。

#### ○ 当事者数の状況

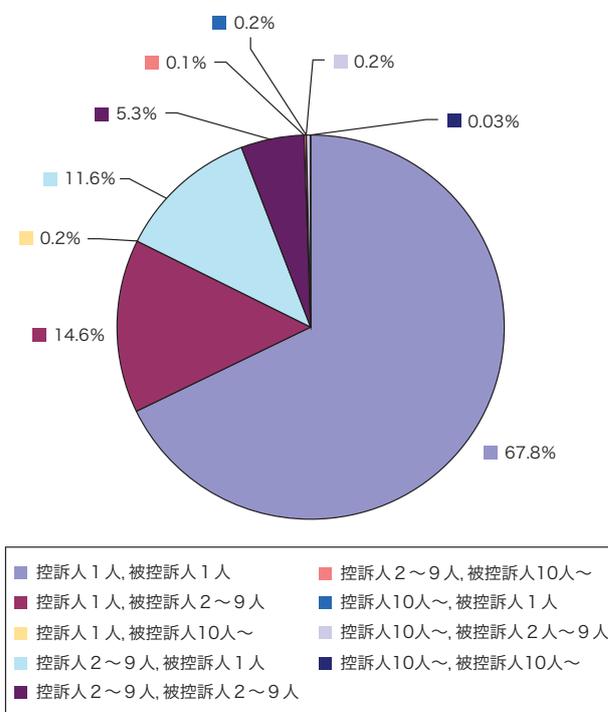
【図27】は、当事者数の分布状況を示したものである。これを見ると、控訴審において、控訴人及び被控訴人が各1人の事件が67.8%、控訴人が1人で被控訴人が複数の事件が14.8%、控訴人が複数で被控訴人が1人の事件が11.8%、双方が複数の事件が5.6%となっている。

#### ○ 当事者数と審理期間との関係

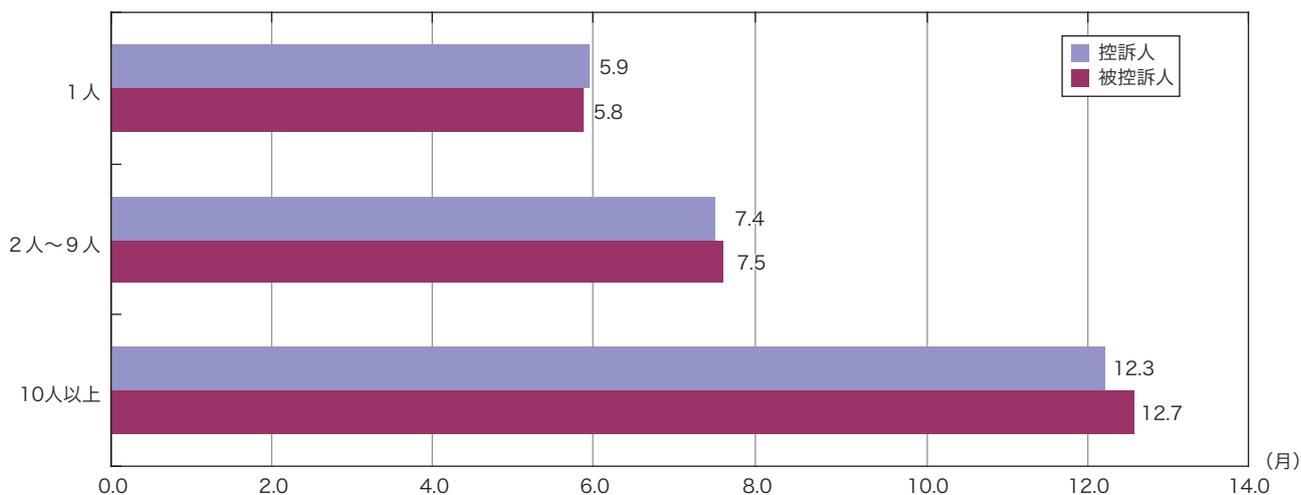
【図28】は、当事者数別の平均審理期間を示したものである。これによれば、控訴人、被控訴人とも、その人数が多い事件ほど、平均審理期間が長くなっている。また、【図29】及び【図30】は、審理期間別の控訴人数及び被控訴人数の分布状況をそれぞれ示したものであるが、控訴人、被控訴人のいずれについても、審理期間が長い事件ほど、それぞれが複数の事件の割合が高くなっている。

第一審訴訟事件では、原告数が増加した場合の方が、被告数が増加した場合よりも審理期間が長くなる傾向があったが（第1回報告書39, 40頁参照）、控訴審における控訴人数と被控訴人数との間には、そのような差異は見られない。第一審における原告数の増加は、訴訟物や争点の増加につながり、審理期間を長期化させる要因になることがあるが、第一審の原告は、控訴人又は被控訴人のいずれでもあり得るから、控訴人数の増加と被控訴人数の増加のいずれか一方が他方よりも訴訟物や争点の増加につながるものではなく、他にいずれか一方が他方よりも重大な長期化要因となるような特段の事情はないことを示しているのではないと思われる。

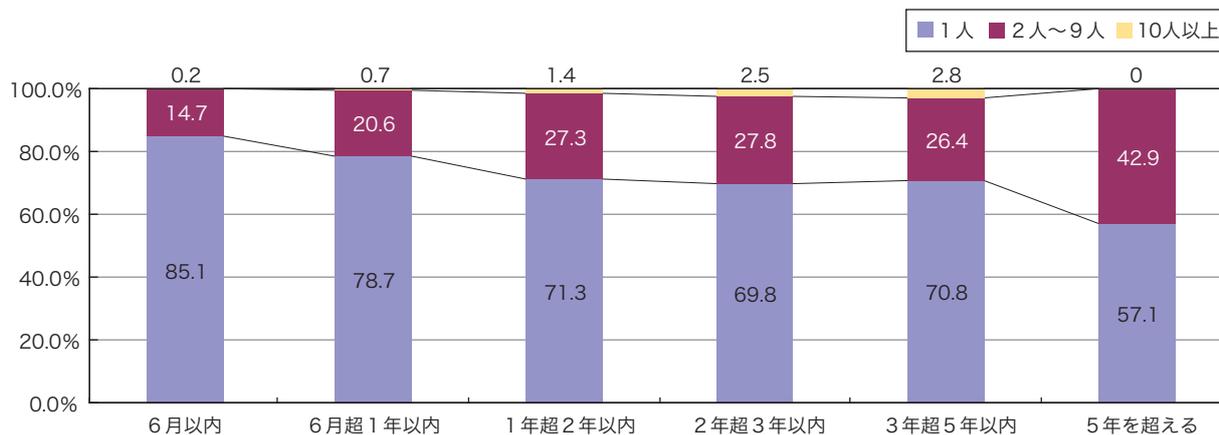
【図27】 当事者数の分布状況



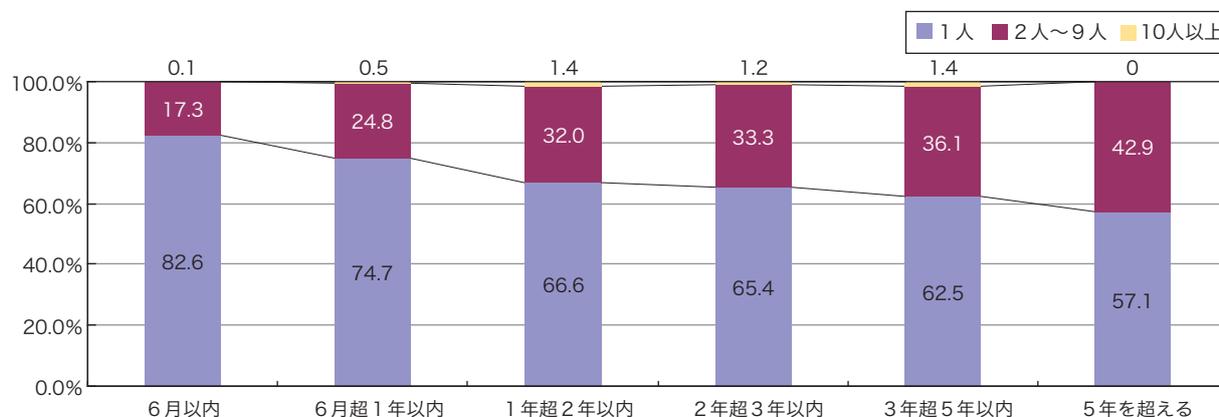
【図28】 当事者数別の平均審理期間



【図29】 審理期間別の控訴人数の分布状況



【図30】 審理期間別の被控訴人数の分布状況

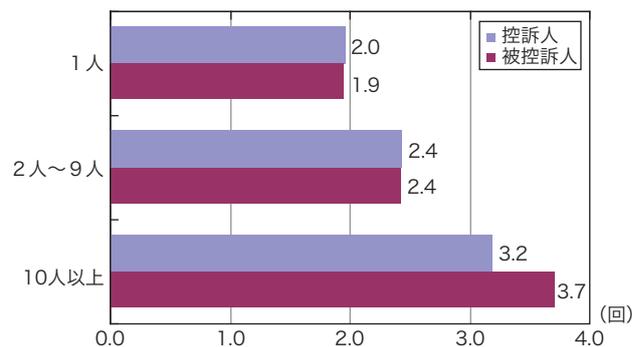


○ 当事者数と期日回数及び期日間隔との関係

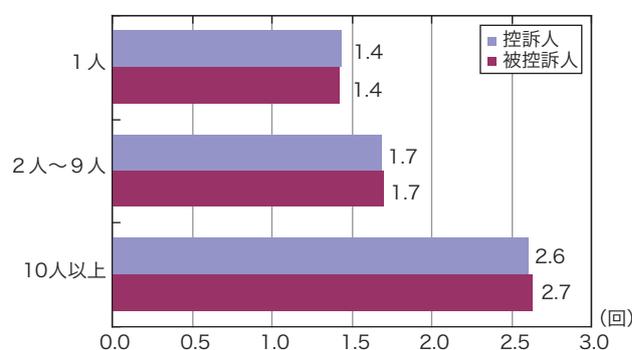
【図31】は、当事者数別の平均全期日回数を、【図32】は、当事者数別の平均口頭弁論期日回数を、【図33】は、当事者数別の平均争点整理期日回数を、それぞれ示したものである。これらによれば、控訴人、被控訴人とも、おおむね、その人数が多くなると、平均全期日回数、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数のいずれも増加している（なお、控訴人が10人以上の事件の平均争点整理期日回数が減少している（【図33】）が、その理由は明らかでない。）。当事者の数が多い事件では、訴訟物、争点及び関連証拠が増加し、控訴審においても、争点整理等を行うための口頭弁論期日又は争点整理期日の回数が増加する傾向があるのではないかと考えられる。これに対し、当事者数別の平均人証数を示した【図34】を見ると、控訴事件の大多数を占める当事者1人の事件と当事者2人～9人の事件とでは、平均人証数に特に大きな違いはなく、控訴審では、当事者数の増加により人証数が増加し、そのために口頭弁論期日回数が増えるという関係は、特にはうかがわれない。

他方、【図35】は、当事者数別の平均期日間隔を示したものである。当事者数が9人までの事件では、平均期日間隔はほとんど変わらないが、当事者が10人以上の事件では、平均期日間隔が若干長くなっている。当事者が多数になると、共通の訴訟代理人が付かない場合には、相互の期日調整が困難となるため、期日間隔が長くなることのあるのではないかとと思われる。

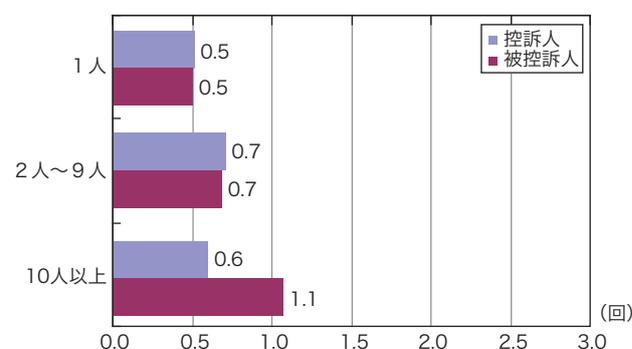
【図31】 当事者数別の平均全期日回数



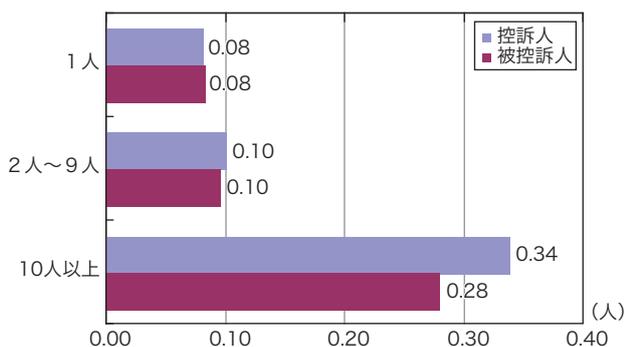
【図32】 当事者数別の平均口頭弁論期日回数



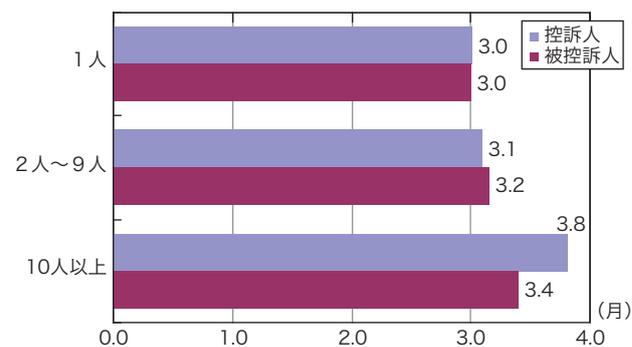
【図33】 当事者数別の平均争点整理期日回数



【図34】 当事者数別の平均人証数



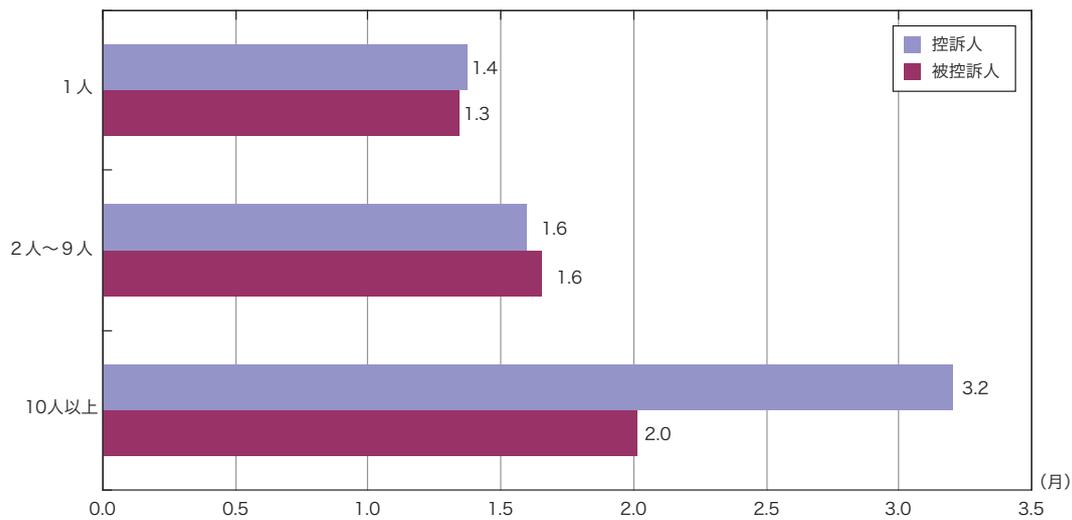
【図35】 当事者数別の平均期日間隔



### ○ 当事者数別の弁論終結から終局までの期間

【図36】は、当事者数別の口頭弁論終結から終局までの平均期間を示したものである。これによれば、控訴人、被控訴人のいずれについても、当事者数2人～9人の事件では、当事者数1人の事件と比べ、口頭弁論終結から終局までの平均期間が若干長くなっている（控訴人が10人以上の事件と被控訴人が10人以上の事件とで、口頭弁論終結から終局までの平均期間に顕著な差異が見られるが、その理由は明らかでない。）。一般的には、当事者数が増加すると、判断すべき争点が増えたり、和解による解決のために説得すべき当事者が多いなどといった理由から、口頭弁論終結から終局までの期間が長くなる可能性がある。

【図36】 当事者数別の口頭弁論終結から終局までの平均期間



### 2.2.5 訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係

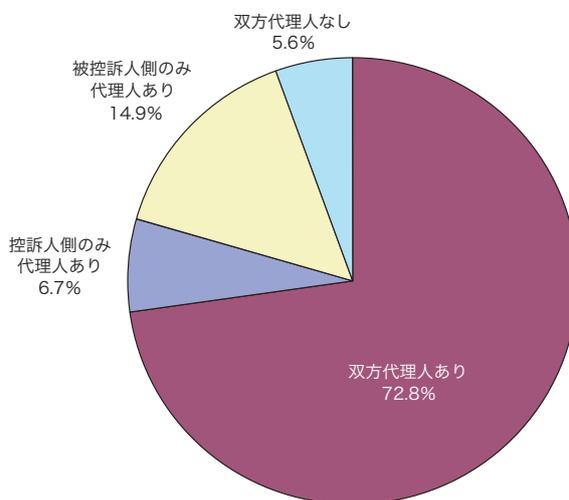
民事控訴審訴訟事件のうち、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件は全体の約73%に上る。平均審理期間は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が最も長く、以下、当事者の一方のみに訴訟代理人が選任された事件、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件の順となっている。訴訟代理人が選任された事件の方が、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数とも多くなっているが、平均期日間隔は長くなっていない。控訴審においても、内容が複雑困難で、審理期間が長くなる事件ほど、訴訟代理人が選任されることが多いことが影響しているのではないかとと思われる。

#### ○ 訴訟代理人の選任状況

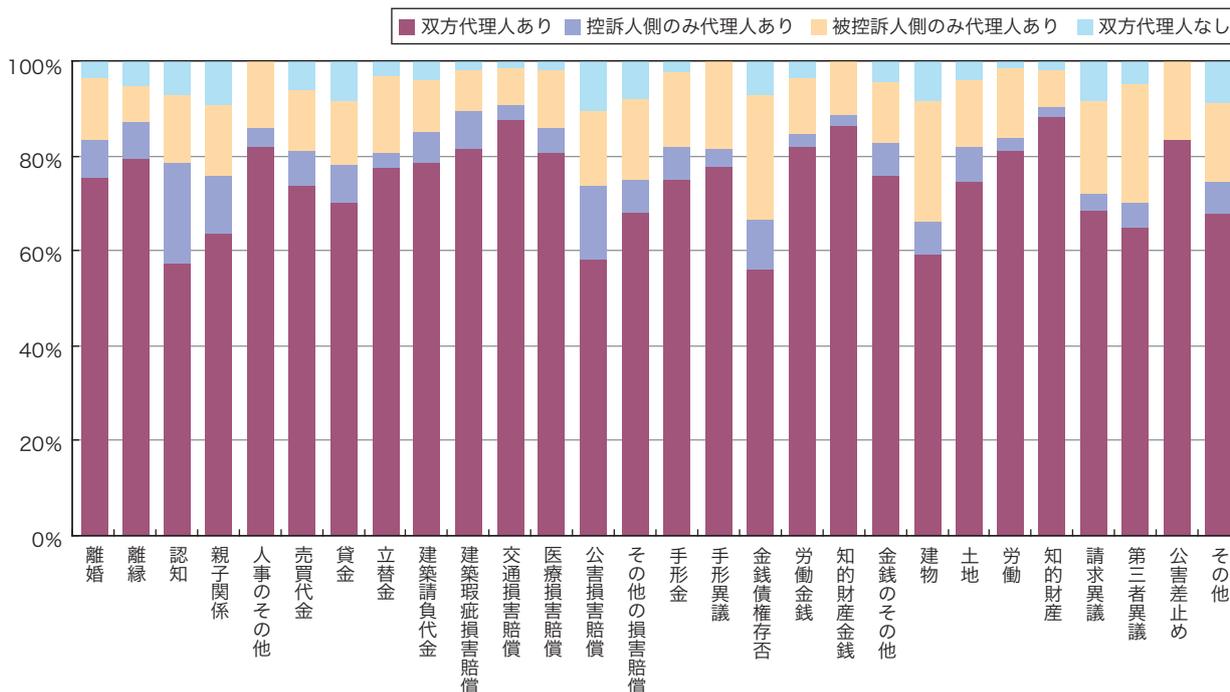
【図37】は、訴訟代理人の選任状況を示したものである。これを見ると、控訴審では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が全体の72.8%であり、第一審の場合（38.1%）より著しく高くなっている。当事者双方に訴訟代理人が選任されていない事件が5.6%あり、これに被控訴人側にのみ訴訟代理人が選任された事件（14.9%）を合わせると、控訴人側に訴訟代理人が選任されなかった事件（当事者本人が控訴をし、控訴審の手続を進行した事件）は、全体の20.5%に上る。

【図38】は、事件類型別の訴訟代理人の選任状況を示したものである。これによれば、医事、建築、知財及び労働といった専門訴訟や交通事故に基づく損害賠償請求訴訟等においては、当事者双方に訴訟代理人が選任される割合が高くなっている。

【図37】 訴訟代理人の選任状況



【図38】 事件類型別の訴訟代理人の選任状況

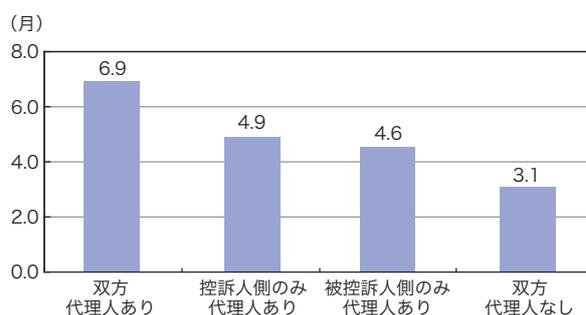


事件の種類	総数	人 事														金 銭										建物	土地	労働	知的財産	請求異議	第三者異議	公害差止め	その他
		離婚	離縁	認知	親子関係	人事のその他	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他												
事件数	15,290	1,453	39	14	33	78	306	759	88	359	97	909	260	19	3,640	44	27	170	286	72	2,892	1,029	1,541	141	52	83	20	12	867				
訴訟代理人	双方	11,130	1,095	31	8	21	64	226	534	68	282	79	794	210	11	2,485	33	21	95	234	62	2,189	612	1,147	114	46	57	13	10	589			
	控訴人側のみ	1,023	118	3	3	4	3	22	61	3	24	8	30	13	3	243	3	1	18	8	2	205	67	114	4	1	3	1	0	58			
	被控訴人側のみ	2,274	189	3	2	5	11	39	100	14	38	8	70	32	3	617	7	5	45	34	8	371	264	218	21	4	16	5	2	143			
	本人による	863	51	2	1	3	0	19	64	3	15	2	15	5	2	295	1	0	12	10	0	127	86	62	2	1	7	1	0	77			
		5.6%	3.5%	5.1%	7.1%	9.1%	0%	6.2%	8.4%	3.4%	4.2%	2.1%	1.7%	1.9%	10.5%	8.1%	2.3%	0%	7.1%	3.5%	0%	4.4%	8.4%	4.0%	1.4%	1.9%	8.4%	5.0%	0%	8.9%			

○ 訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係

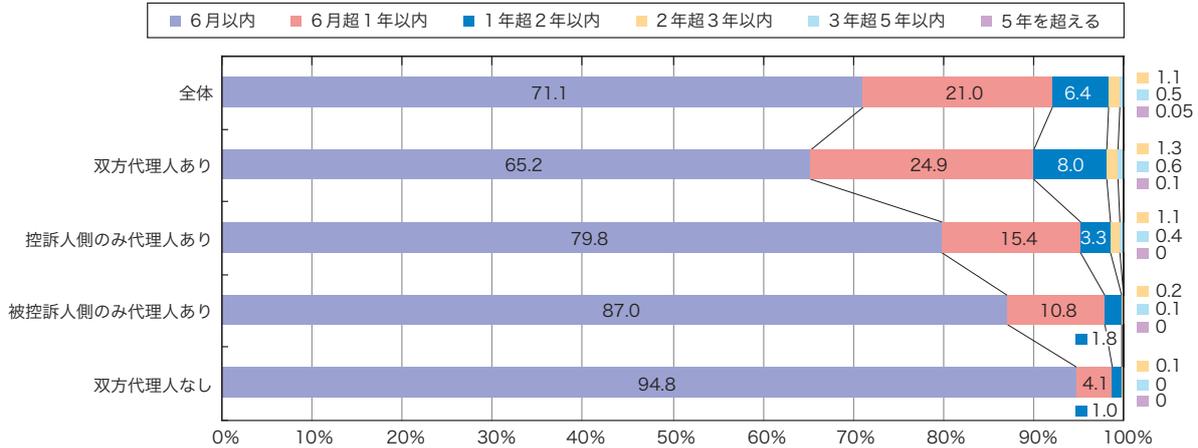
【図39】は、訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間を、【図40】は、訴訟代理人の選任状況別の審理期間の分布状況を、それぞれ示したものである。当事者双方に訴訟代理人を選任された事件の平均審理期間が最も長く、以下、当事者の一方のみに訴訟代理人を選任された事件、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件の順となっている。また、審理期間の分布状況を見ても、双方代理人を選任さ

【図39】 訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間



れた事件は、他に比べ、6月以内に終局した事件の割合が最も低く、審理期間が1年を超えた事件の割合については最も高くなっている。これについては、第一審の場合と同様に、控訴審においても、内容が複雑困難で、審理期間が長くなる事件ほど、訴訟代理人が選任されることが多いことが影響しているのではないかとと思われる。

【図40】 訴訟代理人の選任状況別の審理期間の分布状況

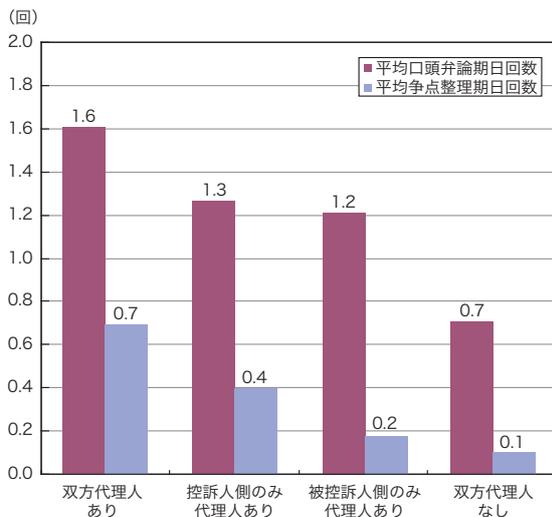


○ 訴訟代理人の選任状況と期日回数及び期日間隔との関係

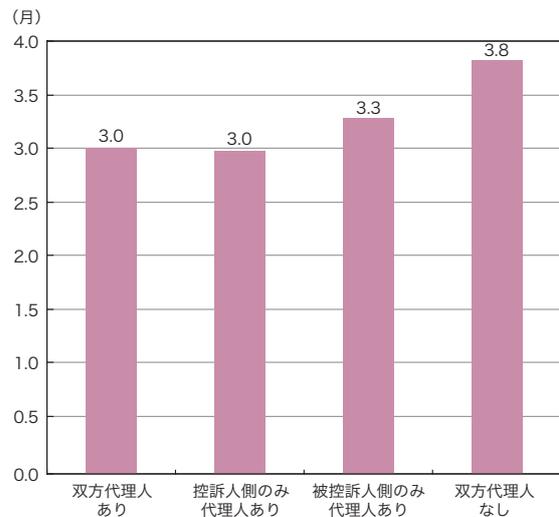
【図41】は、訴訟代理人の選任状況別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数を示したものである。これを見ると、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件、当事者の一方のみに訴訟代理人が選任された事件、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件の順に、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数とも少なくなっている。

他方、【図42】は、訴訟代理人の選任状況別の平均期日間隔を示したものであるが、これによれば、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件における平均期日間隔が最も長くなっている<sup>\*13</sup>。

【図41】 訴訟代理人の選任状況別の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数



【図42】 訴訟代理人の選任状況別の平均期日間隔

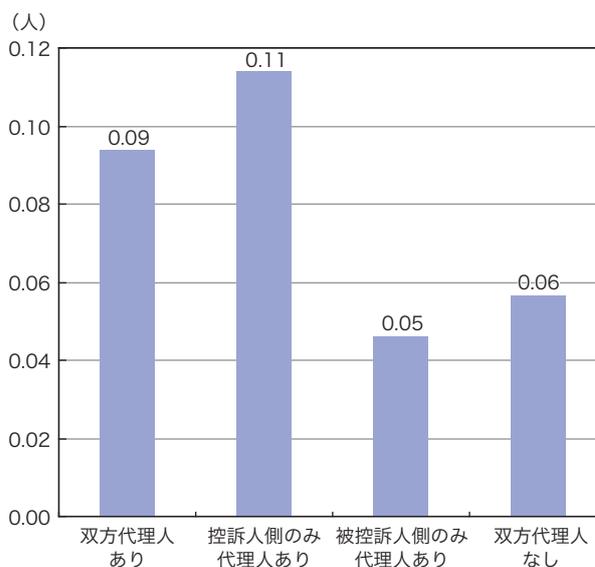


\*13 もっとも、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件の平均全期日回数（平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計）は、1回を割り込んでおり（【図41】）、全期日回数0回の事件が相当数含まれていると考えられるところ、全期日回数0回の事件数が増えると計算上の平均期日間隔が実際よりも長くなる可能性がある。

○ 訴訟代理人の選任状況と人証数との関係

【図43】は、訴訟代理人の選任状況別の平均人証数を示したものである。これによれば、控訴人側のみに訴訟代理人が選任されている事件の平均人証数が最も多く（0.11人）、次いで、当事者双方に訴訟代理人が選任されている事件の平均人証数が多い（0.09人）。これについては、内容が複雑困難な事件では、訴訟代理人が選任されることが少なくなく、取り調べるべき人証数も多くなるという事情に加え、控訴人に訴訟代理人が選任されている場合には、同代理人が、法律専門家としての知識・経験に基づき、控訴審において様々な主張立証を試み、その中で積極的に人証申請を行うことも少なくないという事情が影響しているのではないかとと思われる。

【図43】 訴訟代理人の選任状況別の平均人証数



### 2.2.6 第一審の審理期間と控訴審の審理期間との関係

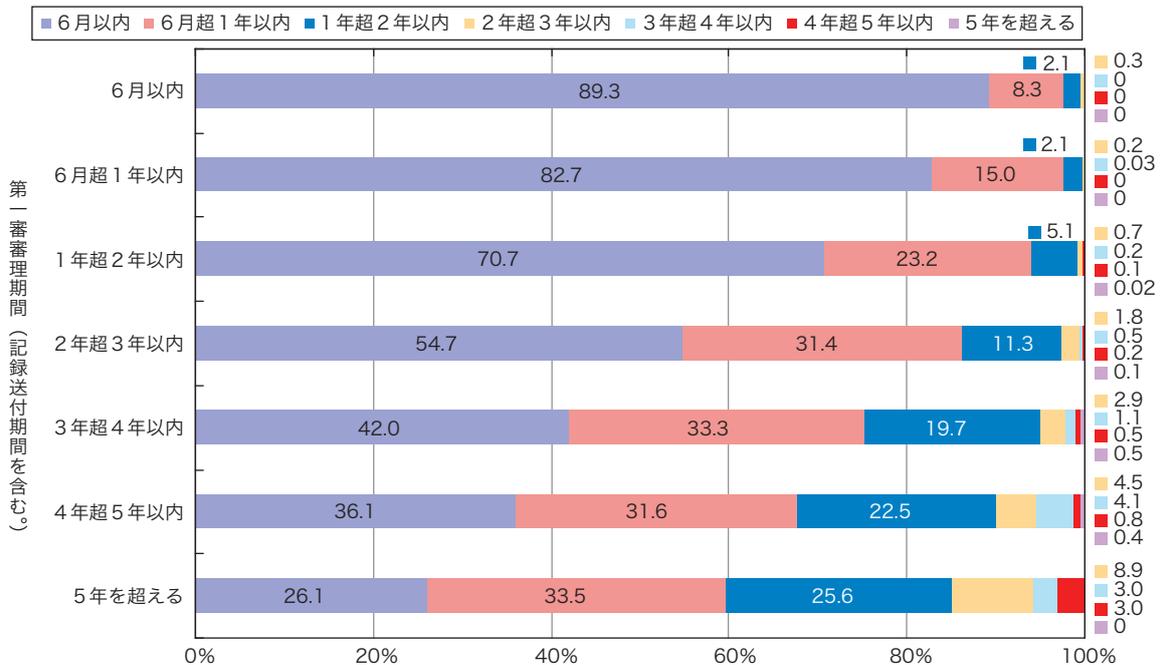
第一審の審理期間が長い事件ほど、控訴審における審理期間が長くなっている。  
 もっとも、控訴審においては、第一審と比べて短い期間内に終局する事件の割合が高い。

【図44】は、第一審の審理期間別に控訴審の審理期間の分布状況を示したものである<sup>\*14</sup>。

これを見ると、第一審の審理期間が長い事件ほど、控訴審における審理期間が長くなっている。

もっとも、控訴審では、第一審の審理期間が2年を超え3年以内の事件の半数強（54.7%）が6月以内に終局し、第一審の審理期間が3年を超え4年以内の事件、4年を超え5年以内の事件であっても、その7割前後が1年以内に終局している。これは、内容が複雑困難で第一審の審理に長期間を要した事件であっても、控訴審においては、第一審の審理及び判決を前提に効率的な審理がされ、第一審と比べて短い期間内に終局することが多いことを示唆しているのではないかと考えられる。

【図44】 第一審審理期間別の控訴審審理期間の分布状況



\*14 ただし、ここで「第一審の審理期間」とあるのは、控訴があった事件について、第一審の訴え提起から控訴審の終局までの全期間から、控訴審の受理から終局までの期間を差し引いて算出したものである。したがって、その期間には、第一審の訴え提起から判決言渡しまでの期間のほか、第一審判決言渡し後、控訴裁判所に訴訟記録が送付されるまでの期間も加わっている。このような算出方法を採用した理由は、次のとおりである。

個別の事件について、第一審の事件票のデータとその控訴審の事件票のデータとはリンクしていない（第一審の事件票には、控訴審の事件番号のデータはない。他方、控訴審の事件票には、控訴事件の受理日及び終局日、当該事件の第一審の受理日等のデータはあるものの、第一審の事件番号、終局日、控訴提起日のデータはない）。したがって、第一審の事件票からは、第一審の受理（訴え提起）から終局（判決言渡し）までの期間は明らかになるが、控訴審の事件票を追跡することはできず、他方、控訴審の事件票からは、控訴審の受理（記録の送付を受けた時）から終局までの期間は明らかになるが、第一審の事件票を特定することができない。そのため、同一の事件について、第一審から控訴審までの全期間の中の第一審の審理期間を見るには、上記のとおり、全期間から、控訴審の受理から終局までの期間を差し引いた期間（第一審の訴え提起から、控訴裁判所に記録が送付されるまでの期間）しか得ることができない。

なお、司法研修所・前掲注2・48頁では、第一審判決言渡し後、控訴が提起され、第一審裁判所において記録が整理されてから控訴裁判所へ記録が到達するまでの期間としては、控訴提起から1月程度を要しているのが現状であるとされている。

## 2.2.7 審理期間と上訴率との関係

上訴率（上告率）は、控訴審の審理期間が1年以内の事件では2割台後半であるが、1年を超える事件では4割前後となっている。

控訴審の審理期間が1年を超える事件には、内容が複雑困難であったり、控訴審においても、主張等が追加あるいは変更されるなどして相当程度争点整理や証拠調べがされる事件がより多く含まれており、控訴審で不利な判決を受けた当事者が更に不服を申し立てる場合が少なくないのではないかとと思われる。

### ○ 控訴審の審理期間と上訴率との関係

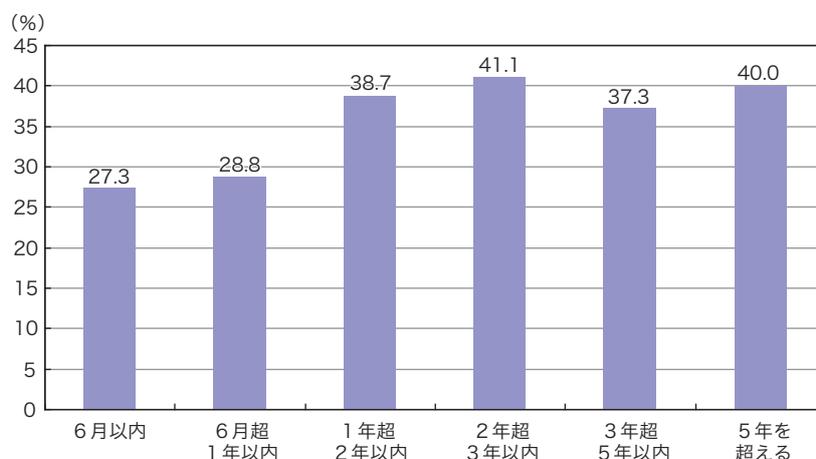
【図45】は、控訴審における審理期間別の上訴率（判決で終局した事件のうち、上訴があった事件<sup>\*15</sup>の割合）を示したものである。これによれば、上訴率は、控訴審の審理期間が1年以内の事件では2割台後半であるが、1年を超える事件では4割前後となっている。控訴審の審理期間が1年を超える事件には、内容が複雑困難であったり、控訴審においても、主張等が追加あるいは変更されるなどして相当程度争点整理や証拠調べがされる事件がより多く含まれており、控訴審で不利な判決を受けた当事者が更に不服を申し立てる場合が少なくないのではないかと考えられる。

【図46】は、控訴審における全期日回数別の上訴率を示したものである。これによれば、口頭弁論期日を開いた事件では、上訴率はおおむね3割前後から4割前後となっている。

他方、口頭弁論期日を開かずに判決で終局した事件については、上訴率が43.8%に上っており、その大半は、控訴棄却の判決がされた事件である<sup>\*16</sup>。口頭弁論期日を経ずに判決をすることができるのは例外的な場合に限られているが、その典型例としては、第一審が口頭弁論期日を開かないで訴え却下の判決をし、控訴審もそれを支持して、口頭弁論期日を開かずに控訴棄却の判決をする場合が考えられる。

【図47】は、第一審の訴え提起から控訴審<sup>\*17</sup>の判決言渡しまでの通算の審理期間別の上訴率（上告率）を示したものである。これを見ると、上訴率は、通算の審理期間が3年以内の事件では3割前後であるが、3年を超える事件では上昇している。

【図45】 審理期間別の上訴率

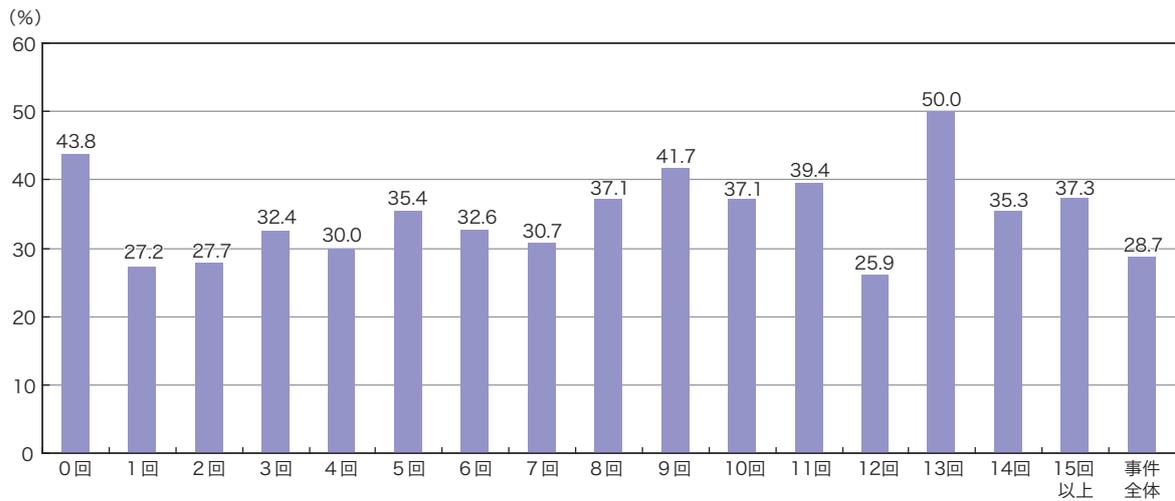


\*15 上告の提起又は上告受理の申立ての一方又は双方があった場合、上訴があった事件として統計処理をしている。

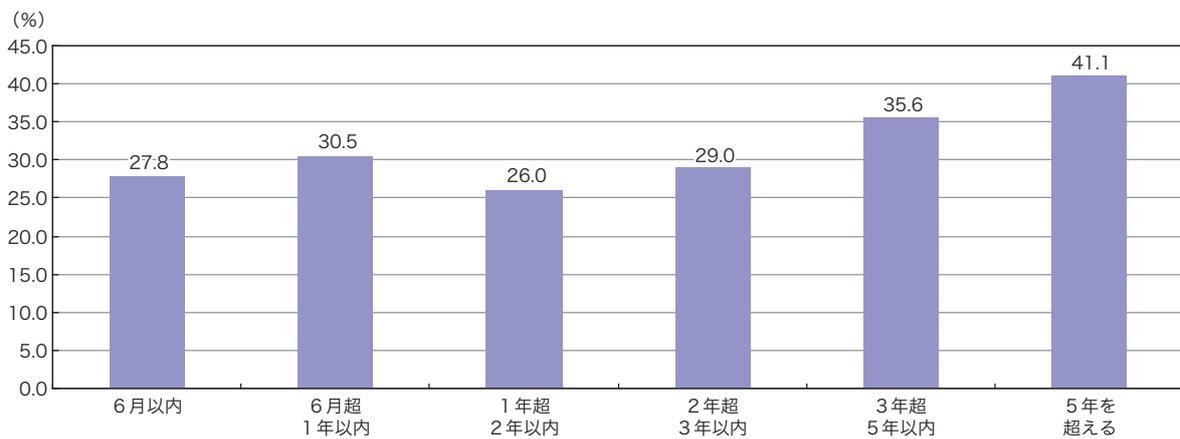
\*16 口頭弁論期日を開かずに判決で終局した事件64件のうち、控訴棄却の判決がされた事件は49件（76.6%）であった。

\*17 ここでは、附帯控訴事件や控訴審における反訴事件のデータは除いているため、【図45】に比べて、事件数が少なくなっている。

【図46】 全期日回数別の上訴率



【図47】 第一審の訴え提起から控訴審の判決言渡しまでの通算審理期間別の上訴率



## 2.3 民事控訴審訴訟事件の審理期間等の経年的推移

控訴審の平均審理期間は、昭和58年から平成18年に至るまで、ほぼ一貫して短縮している。

この間、平均口頭弁論期日回数も、ほぼ平均審理期間と歩調をそろえて減少しているのに対し、平均期日間隔はほぼ横ばいであり、平成10年以降は微増している。したがって、控訴審における平均審理期間は、主として平均口頭弁論期日回数の減少により短縮してきているといえることができる。

また、平均人証数は、昭和58年から平成18年に至るまで、ほぼ一貫して減少傾向にある。

審理期間別の事件数は、6月以内に終局した事件の割合が増加し、1年を超える事件の割合が減少する傾向にある。

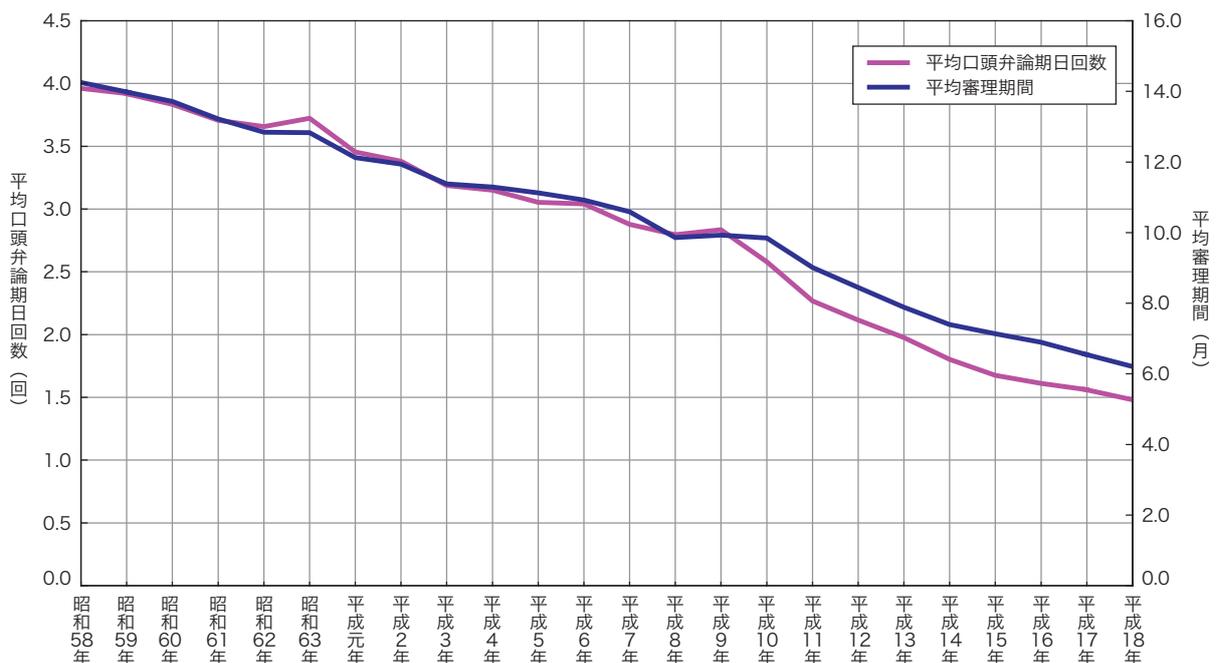
これらの原因としては、第一審において、充実した争点整理を行った上で、争点についての判断に必要な人証を取り調べるといった審理の在り方が浸透してきたことなどが考えられる。

### ○ 審理期間と期日回数・期日間隔の経年的推移

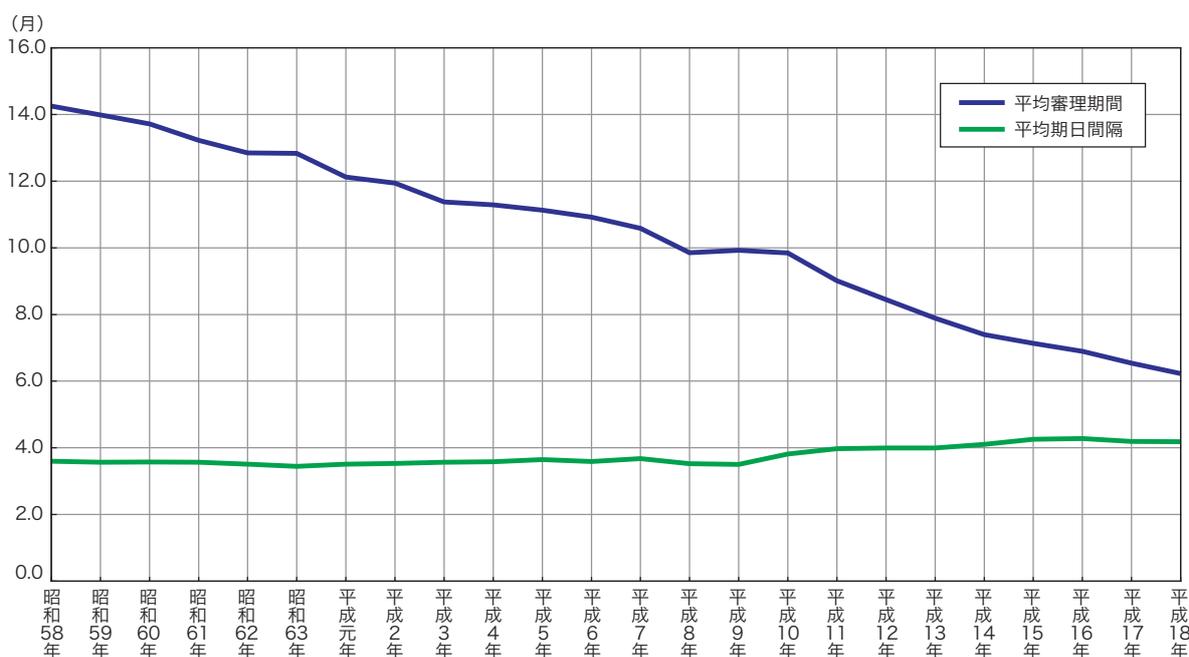
【図48】は、控訴審における平均審理期間と平均口頭弁論期日回数の推移を、【図49】は、平均審理期間と平均期日間隔の推移を、それぞれ示したものであり、【図50】は、平均審理期間、平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔を指数化し、その推移を示したものである。これらによれば、昭和58年から平成18年に至るまで、控訴審の平均審理期間はほぼ一貫して短縮する傾向にある（昭和58年の14.2月から平成18年の6.2月まで8.0月短縮している。）。この間、平均口頭弁論期日回数も、ほぼ平均審理期間と歩調をそろえて減少している（昭和58年の4.0回から平成18年の1.5回まで2.5回減少している。）のに対し、平均期日間隔はほぼ横ばいであり、平成10年以降は微増している。

このような経過に照らすと、控訴審における平均審理期間は、主として平均口頭弁論期日回数が減少することによって短くなってきているといえることができる。これは、第一審の平均審理期間の短縮が、主として平均期日間隔の短縮により実現されてきたこと（第1回報告書53～55頁）と対照的な現象である。

【図48】 平均審理期間と平均口頭弁論期日回数の推移

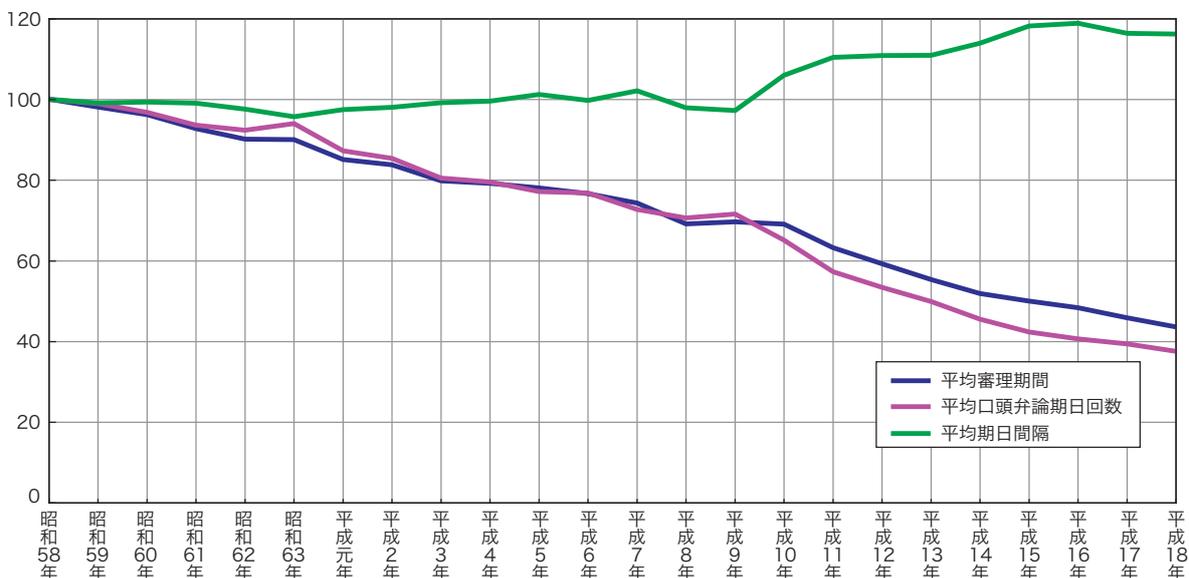


【図49】 平均審理期間と平均期日間隔の推移



※ この図における「平均期日間隔」は、平均審理期間を平均口頭弁論期日回数で除した数値である。

【図50】 平均審理期間、平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔の推移  
(昭和58年の各数値を100とし、指数化して、その後の推移を見たもの)



○ 人証数の経年的推移

【図51】は、平均人証数の推移を示したものである。これによれば、平均人証数は、昭和58年以降ほぼ一貫して減少傾向にあり、同年の1.09人から平成18年の0.09人<sup>\*18</sup>に減少している。

他方、【図52】は、人証調べを実施した事件について平均人証数の推移を示したものであるが、これによれば、昭和58年の2.5人近くから平成18年の1.8人（【表4】参照）まで減少しているが、ここ10年間はほぼ

\*18 前述のとおり、本件調査期間である平成18年に控訴審において取り調べた平均人証数は0.09人であるが、端数処理の関係上、【図51】における人証の内訳を合計しても、0.09人に達しない。

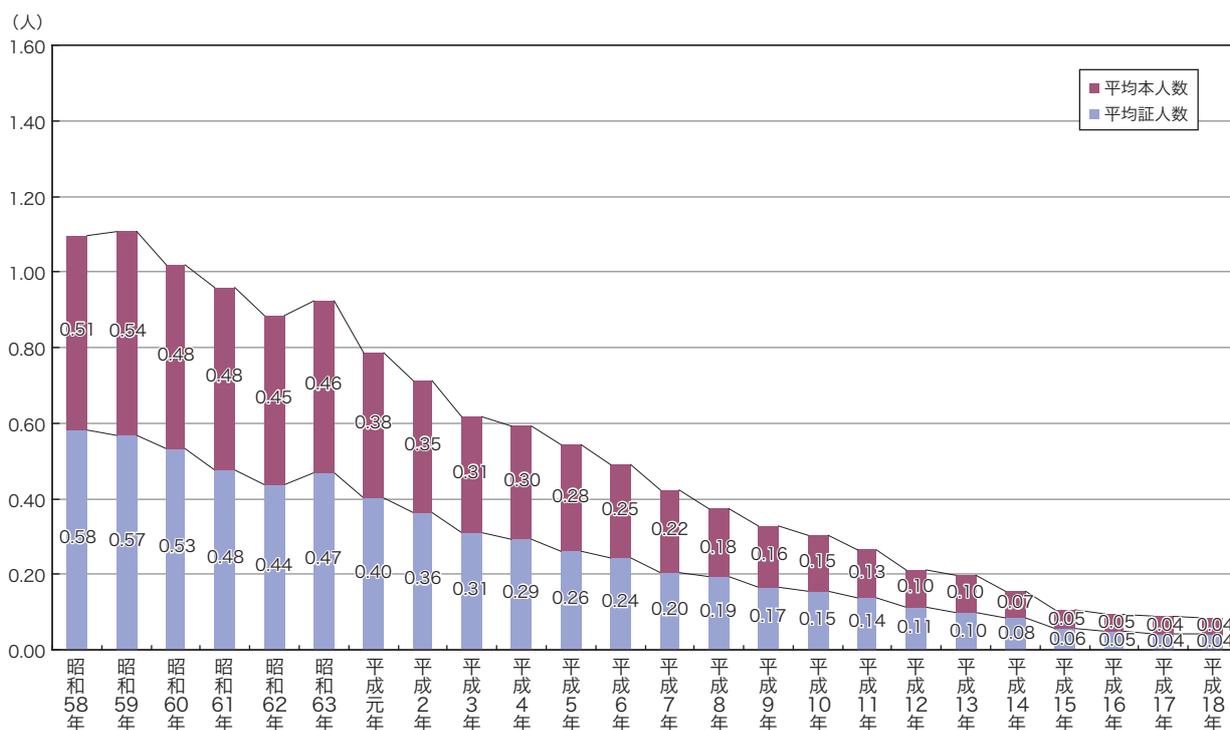
## II 民事訴訟事件に関する分析

横ばいであり、上記控訴審訴訟事件全体における平均人証数の推移に比べると減少率は少ない。また、【図53】は、人証調べを実施した事件について人証数の割合の推移を示したものであるが、これによれば、人証数1人及び2人の事件の占める割合が増加し、3人以上の事件の割合が減少している。

第一審においては、これまで訴訟運営の改善が重ねられ、充実した争点整理を行った上で、争点に対する判断に必要な人証を取り調べるという審理の在り方が浸透してきたところ、第一審において争点に対する判断をするために必要な人証調べが実施されていれば、主張の追加や変更により新たな争点加わらない限り、控訴審において改めて人証調べを実施する必要がないのが通常であろう。上記のような控訴審における人証数の減少には、このような背景があるものと解される。

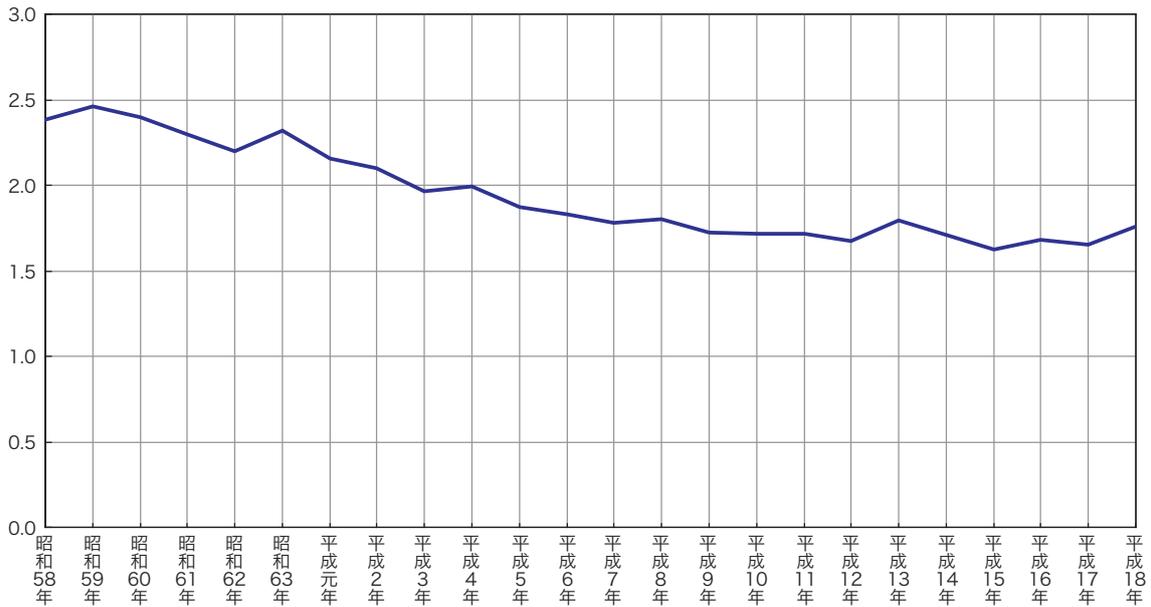
また、控訴審自体の訴訟運営の在り方についても、かつては、当事者の主張・立証が無限定になされ、第一審で取り調べられた人証をも再び取り調べるといった「覆審的」な運営がされていた時期もあったが、昭和60年代以降そのような運営の在り方が見直され、第一審の審理の単なる繰り返しではなく、控訴理由が実質的に問題としている点に争点を絞り込んで集中的に審理を行うという運営がされるようになり、平成10年以降は、このような「事後審的」運営が一般化した結果、人証数が大幅に減少した、との指摘もされている<sup>\*19</sup>。

【図51】 平均人証数の推移

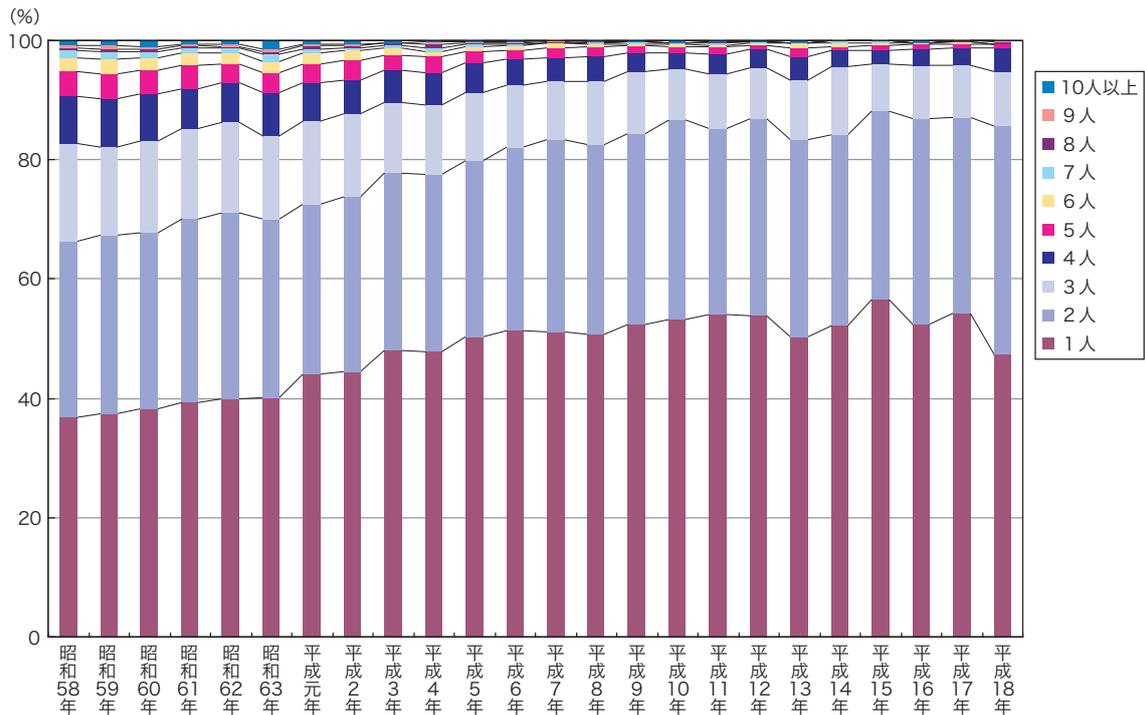


\*19 司法研修所・前掲注2・113～125頁参照。なお、民事控訴審の審理構造と訴訟運営については、司法研修所・同15～47頁参照。

【図52】 平均人証数の推移（人証調べを実施した事件）



【図53】 人証数の割合の推移（人証調べを実施した事件）



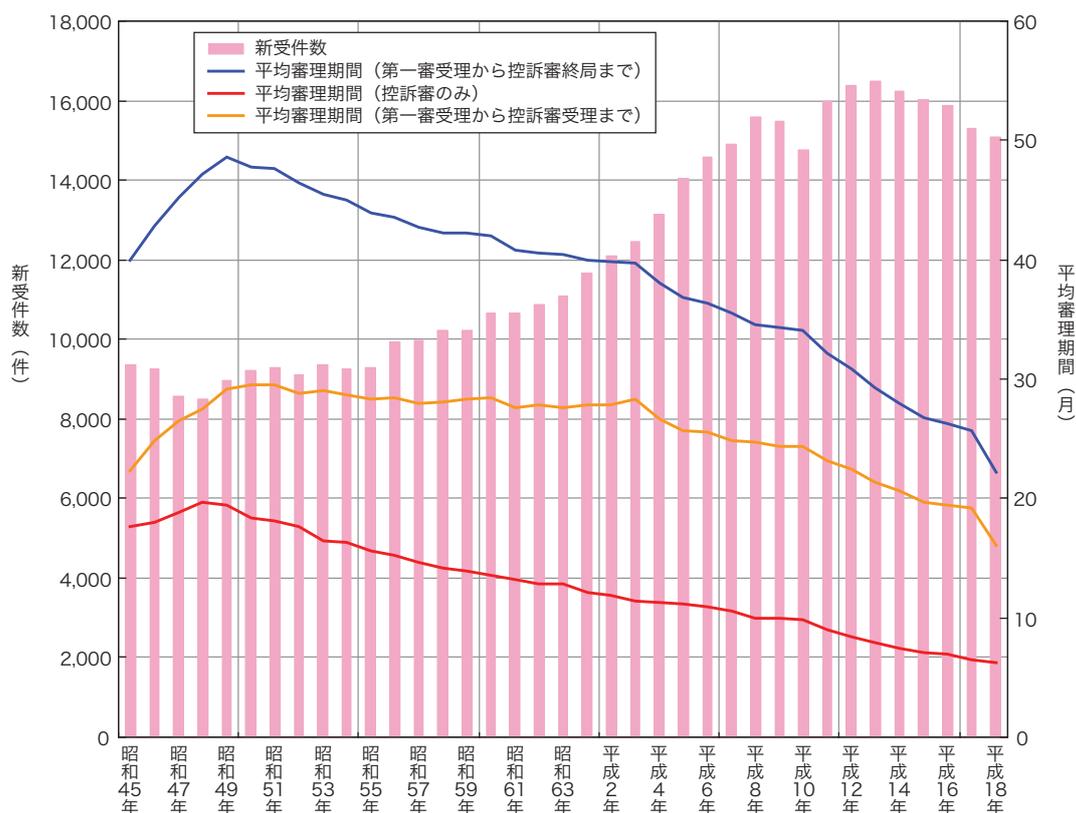
○ 新受件数と審理期間の経年的推移

【図54】は、控訴審の新受件数と、第一審の訴え提起から控訴審の終局までの平均期間、控訴審の事件受理から終局までの平均期間、第一審の訴え提起から控訴審の事件受理までの平均期間<sup>\*20</sup>を、それぞれ示したものである。

これによれば、新受件数が増加する中、控訴審の平均審理期間、第一審の訴え提起から控訴審の終局まで通算した平均審理期間はともに一貫して短縮化している。

\*20 同一の事件について、第一審から控訴審までの全期間の中の第一審の審理期間を見るには、第一審の訴え提起から控訴審の事件受理までの期間しか得ることができないことは、前掲注14のとおり。

【図54】 新受件数と平均審理期間の推移



○ 審理期間別事件数の経年的推移

【図55】は、控訴審における既済事件の審理期間別事件数の推移を示したものである。これによれば、6月以内で終局している事件の割合が増加する（とりわけ平成10年から平成12年にかけて大幅に増加している。）一方で、1年を超える事件の割合が減少する傾向にある。

平成10年の現行民事訴訟法の施行を一つの契機として、第一審における的確な争点整理と充実した審理が浸透したことや、前述したような控訴審自体の訴訟運営の在り方の変化などが、審理期間の短縮化に寄与したことが考えられる。

【図55】 既済事件の審理期間別事件数の推移

